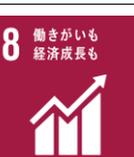


日進市地域強靱化計画

日 進 市
令和2年10月

当該計画に該当するSDGs（持続可能な開発目標）の目標

ターゲット	該当	ターゲット	該当
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

はじめに

我が国は、これまで大規模自然災害が発生するたび、多くの尊い人命を失い、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきました。これらの経験から私たちは、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうしたことから、国においては、平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行したところであります。平成 26 年 6 月には、この基本法に基づき、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランが策定され、国土強靱化に関する施策を推進し、政府が一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めております。

また、愛知県においては、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を平成 27 年 8 月に策定（平成 28 年 3 月拡充、令和 2 年 3 月改訂）しています。

本市においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は巨大化する台風や局地的な集中豪雨の発生により、河川氾濫や浸水、土砂災害の発生も懸念されています。我々が、豊かな暮らしを続けていくためには、このような自然の猛威から目をそらさず、幅広い視点から、地域の強靱化に取り組まなければなりません。

こうした背景を踏まえ、国や県と一体となった取組を推進し、大規模な自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるために、本市の強靱化に関する指針となる「日進市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、国、県、市のほか地域や民間事業者、市民とも連携しながら、強靱化の取組を進めていきます。

【目次】

第1章	計画の策定趣旨、位置づけ	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置づけ等	1
	(1) 計画の位置づけ	1
	(2) 対象とする区域	3
第2章	日進市の地域特性等	
1	日進市の地域特性	4
	(1) 地形	4
	(2) 人口動向	5
	(3) 産業特性	6
	(4) まちの現状	7
	(5) 社会資本の老朽化	8
2	日進市に影響を及ぼす大規模自然災害	10
	(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定	10
	(2) 地震により想定される被害	10
	(3) 風水害(豪雨、洪水)により想定される被害	14
	(4) 土砂災害により想定される被害	16
	(5) 大雪により想定される被害	17
	(6) 異常湧水により想定される被害	17
	(7) その他の被害	18
第3章	日進市の強靱化の基本的な考え方	
1	日進市地域強靱化計画の基本目標	20
2	地域強靱化と地域活性化の取組との調和	20
3	日進市の強靱化を進める上での留意事項	20
	(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項	20
	(2) 効果的な施策の推進に係る事項	21
第4章	日進市の脆弱性評価と強靱化の推進方針	
1	脆弱性の評価	22
	(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)設定	22
	(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定	24
	(3) 脆弱性評価結果	24
2	推進すべき施策の方針	25
	(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針	25
	(2) 施策分野ごとの施策の推進方針	63
	(ア) 個別施策分野	63
	(イ) 横断的分野	74
第5章	計画推進の方策	
1	計画の推進体制	77
2	計画の進捗管理	77
3	計画の見直し等	77
	(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	78
	(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	108

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

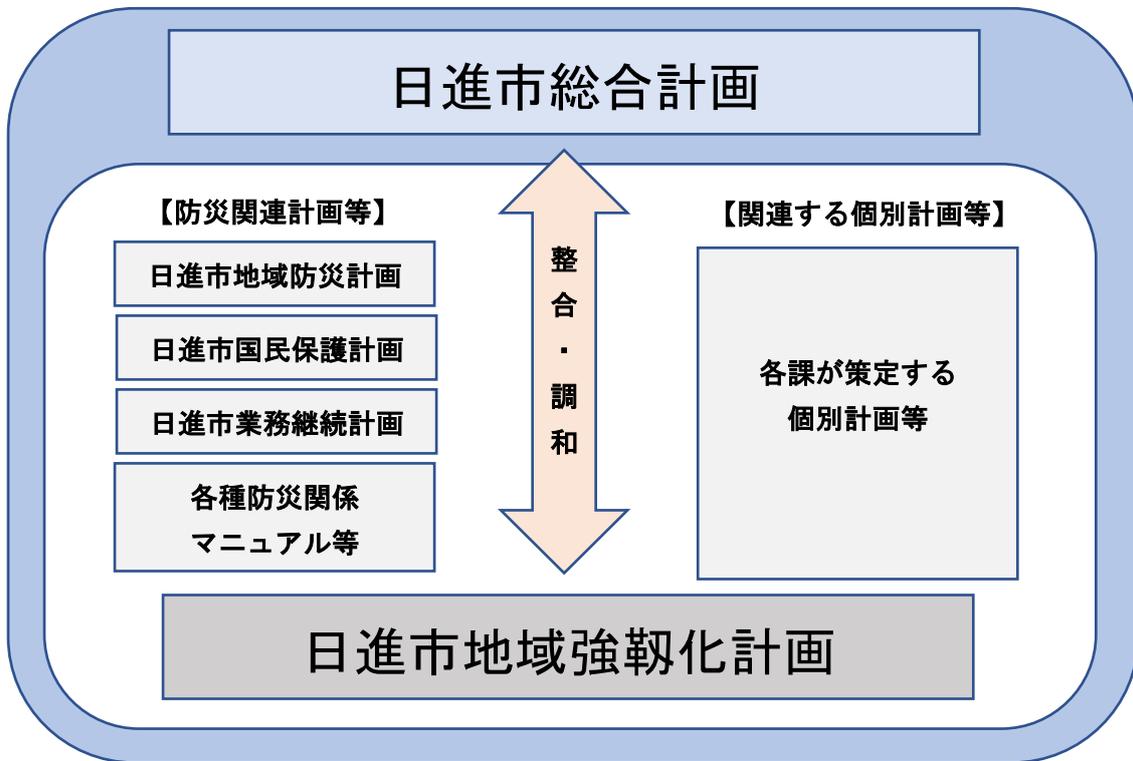
また、愛知県においても「愛知県地域強靱化計画」が平成27年8月に策定（平成28年3月拡充、令和2年3月改訂）された。今後、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国・県、県内市町村、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「日進市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進する。

2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

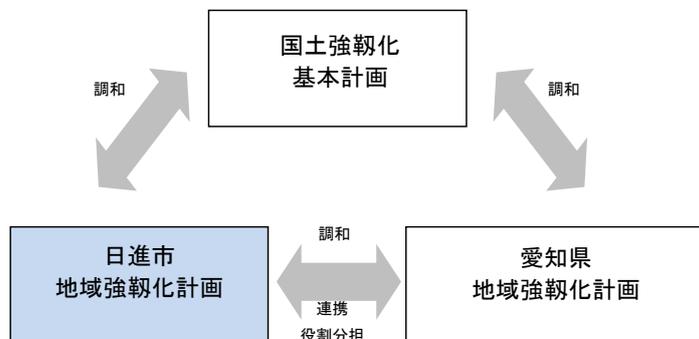
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。このため、日進市総合計画や日進市地域防災計画など本市の全ての関連計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとする。

《日進市地域強靱化計画のイメージ》



また、本計画は基本計画及び愛知県地域強靱化計画と調和及び連携・役割分担を図ることとなっている。基本計画、愛知県地域強靱化計画を踏まえつつ、地域の強靱化の推進を図っていく。さらに、本計画で位置づけた施策の推進方針については、進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクル）を行うとともに、本計画自体も不断の見直しを行い、地域の強靱化を進めていく。

《日進市地域強靱化計画と国・県の強靱化計画の関係》



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は日進市全域とする。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

第2章 日進市の地域特性等

1 日進市の地域特性

(1) 地形

本市は、愛知県のほぼ中央部である尾張と三河の境に位置し、西は名古屋市東部、東は豊田市・みよし市、南は東郷町、北は長久手市にそれぞれ隣接している。

行政区域は東西 8.9 キロメートル、南北 6.8 キロメートルで、面積は 34.91 平方キロメートルを有し、標高 37 メートルの日進市役所を中心に、周囲を標高 50 メートルから 160 メートルの丘陵地により形成されている。

本市のほぼ中央部には、天白川、岩崎川、北新田川が北東から南西に向かって流れている。

これらの河川沿いは、谷底平野・氾濫平野の地形を呈している。これより標高の高い地域は、砂や礫より構成されている台地の地形的条件にある。さらにこれより標高の高い地域は、急斜面の山地・丘陵地となっている。また、この山地・丘陵地には、人工改変地が随所に見受けられる。地質の特性についてみると、河川沿いの谷底平野・氾濫平野には、礫がち堆積物 (g) や泥がち堆積物 (m) (ともに未固結堆積物) が分布している。

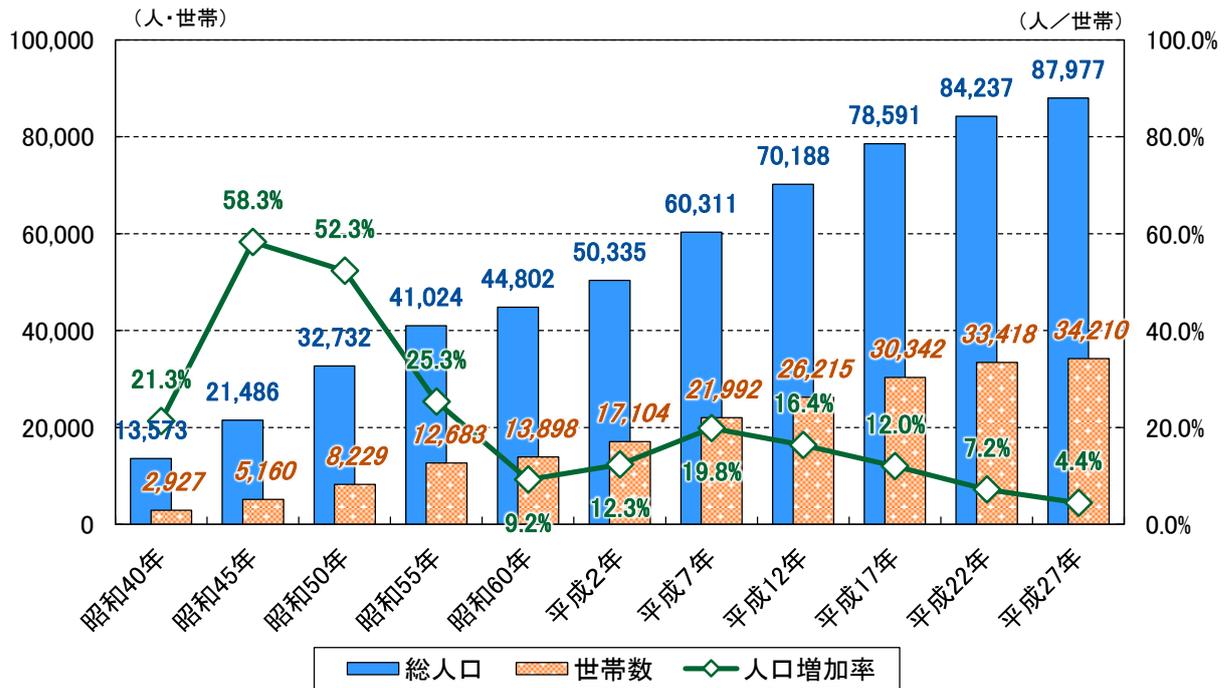
山地・丘陵地には、半固結～固結堆積物の礫 (gb)、砂または砂を主とする地層 (sa)、シルト又はシルトを主とする地層 (si) が分布している。



(2) 人口動向

国勢調査によると、平成 27 年 10 月 1 日時点の人口は 87,977 人、世帯数は 34,210 世帯、一世帯あたり人員は 2.57 人である。人口は、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて急激に増加し、昭和 60 年代以降も人口加率は 10%を超えていたが、最近 10 年は人口の伸びが緩やかになりつつある。

図表 1 総人口・世帯数の推移



	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総人口	13,573	21,486	32,732	41,024	44,802	50,335	60,311	70,188	78,591	84,237	87,977
世帯数	2,927	5,160	8,229	12,683	13,898	17,104	21,992	26,215	30,342	33,418	34,210
1世帯あたり 人員	4.64	4.16	3.98	3.23	3.22	2.94	2.74	2.68	2.59	2.52	2.57
人口増加数	2,386	7,913	11,246	8,292	3,778	5,533	9,976	9,877	8,403	5,646	3,740
人口増加率	21.3%	58.3%	52.3%	25.3%	9.2%	12.3%	19.8%	16.4%	12.0%	7.2%	4.4%
世帯増加数	684	2,233	3,069	4,454	1,215	3,206	4,888	4,223	4,127	3,076	792
世帯増加率	30.5%	76.3%	59.5%	54.1%	9.6%	23.1%	28.6%	19.2%	15.7%	10.1%	2.4%

※増加数、増加率は対前回調査比

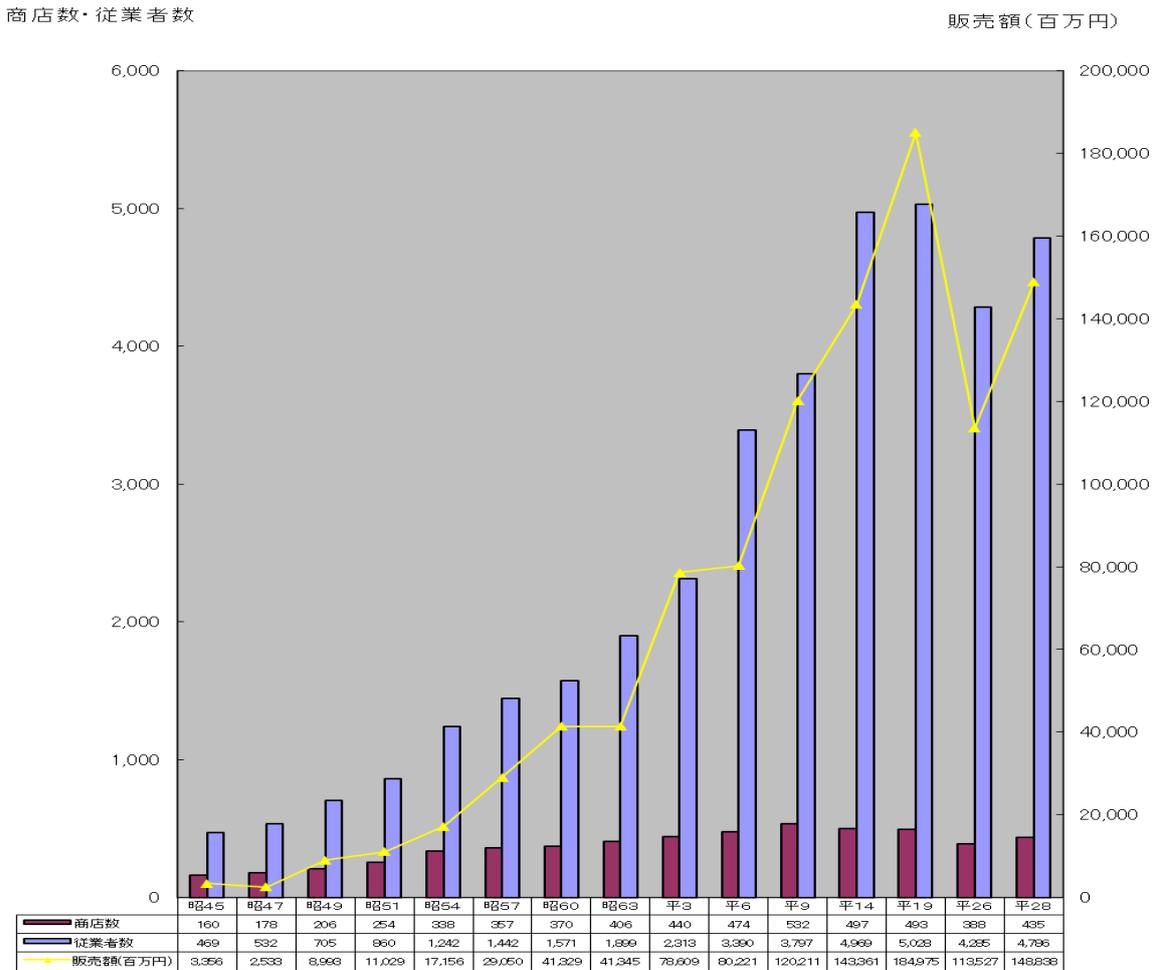
出典：国勢調査（昭和 40 年～平成 27 年）

(3) 産業特性

本市の農業は、天白川流域を中心に農地が広がり、その多くは粘土質であることから水稲に適しており、田で生産される米は本市の中心的な農作物となっている。畑地では、都市近郊という消費地に近い利点を活かした露地野菜の生産が行われているほか、近年では一部でトマトやイチゴなどのハウス栽培が行われている。農家人口については、農林業センサスによると、平成17年の農家人口は2,070人、販売農家世帯数は480件であったものが、平成27年には農家人口が1,462人、販売農家世帯数は357戸と大きく減少しており、この減少傾向は今後も続くものと予測される。

また、市内には2か所の工業団地があるが、工業集積は比較的低く、宅地の増加に伴い住工混在の状況となっている。市内に商店街はなく、市民の買い物行動は周辺都市に流出傾向にあったが、幹線道路や鉄道駅周辺及び市北部、また、赤池箕ノ手土地区画整理事業による開発を始め、人口増加が進む西部地区に大型小売店が出店したことで、卸売・小売業の商店数・従業者数及び販売額のいずれも近年増加傾向にある。

図表 2 市内の卸売・小売業の推移

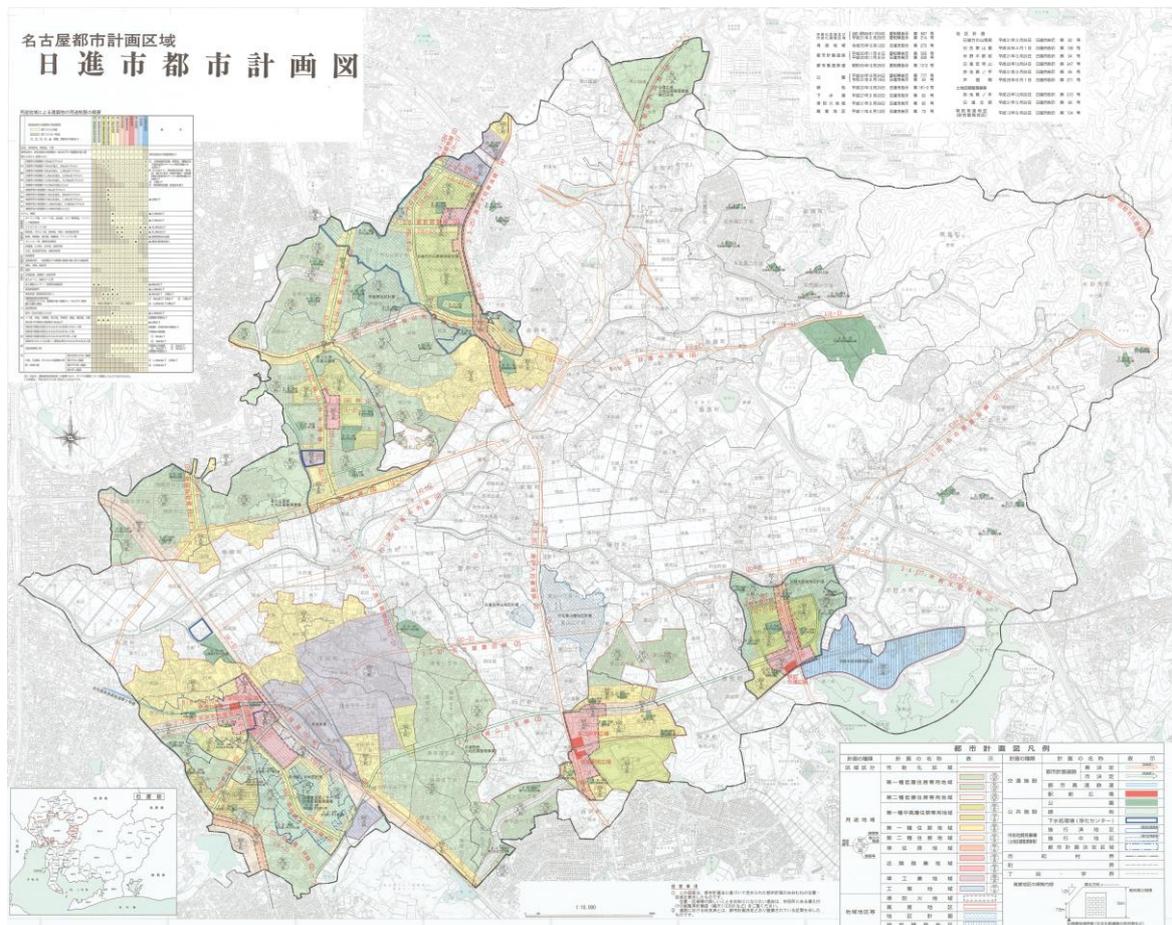


資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査

(4) まちの現状

本市の市街化区域の面積は、令和元年 12 月では、1,124ha となっており、市域全体 (3,491ha) の約 32%となっている。市街化区域のうち、約 41%にあたる約 465ha で、土地区画整理事業が施工済みであり、市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施行地区面積の割合は、愛知県 (名古屋市を除く) 平均の約 29%と比較して高い状況にあるが、引き続き市街地の防災性を高めるため、狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な基盤未整備地区や低未利用地の改善・解消を図ることが必要となる。

図表 3 市街化区域



資料：日進市都市計画図（令和2年3月）

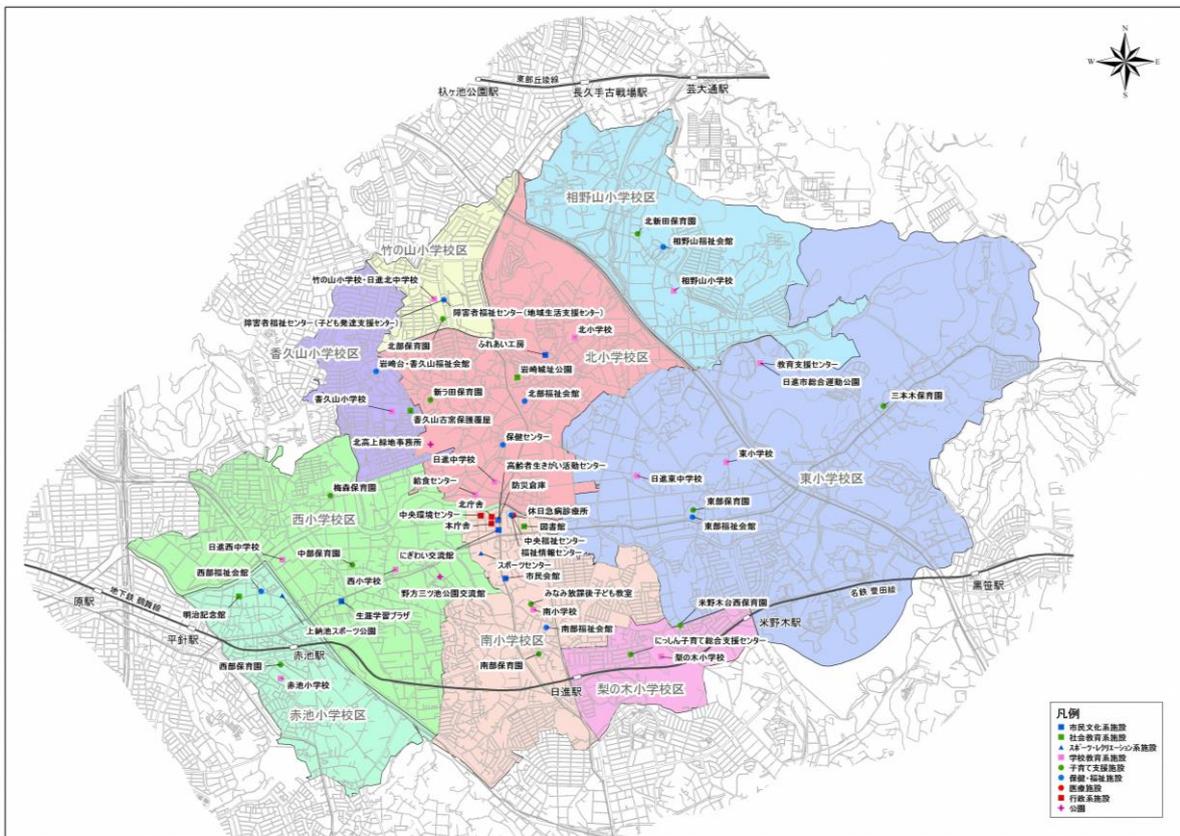
(5) 社会資本の老朽化

本市が保有する公共施設は、施設の老朽化や社会情勢の変化に伴い、更新・改修費用の増大や施設需要の変化等、様々な課題への対応が求められている。これらの課題を明確にし、長期的な視点をもって更新・修繕等を総合的かつ計画的に行う必要がある。

また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要がある。

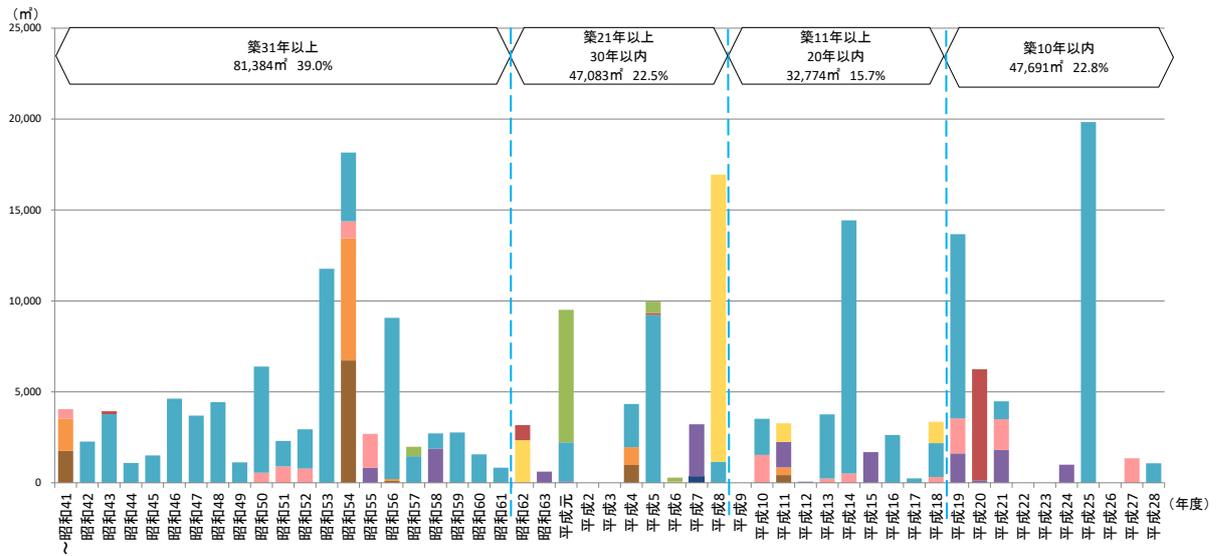
なお、令和2年4月時点で58施設（144棟）、延床面積で約21万㎡の公共施設を保有しており、そのうち建築後31年以上を経過している施設が全体の約45%となっている。その中でも学校教育系施設が多くを占めている。

図表4 公共建築物の配置状況



資料：日進市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

図表5 用途別の年度別整備状況



資料：日進市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

2 日進市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、洪水）、土砂災害、大雪、異常湧水〕を対象とする。なお、被害については、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定する。

(2) 地震により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定している。

過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル。

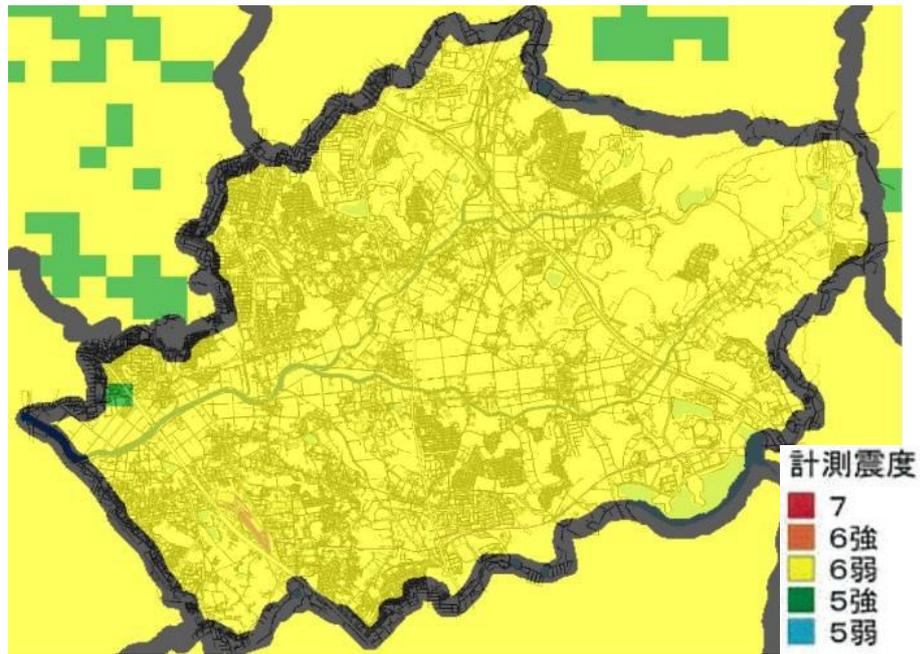
理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、1000年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。

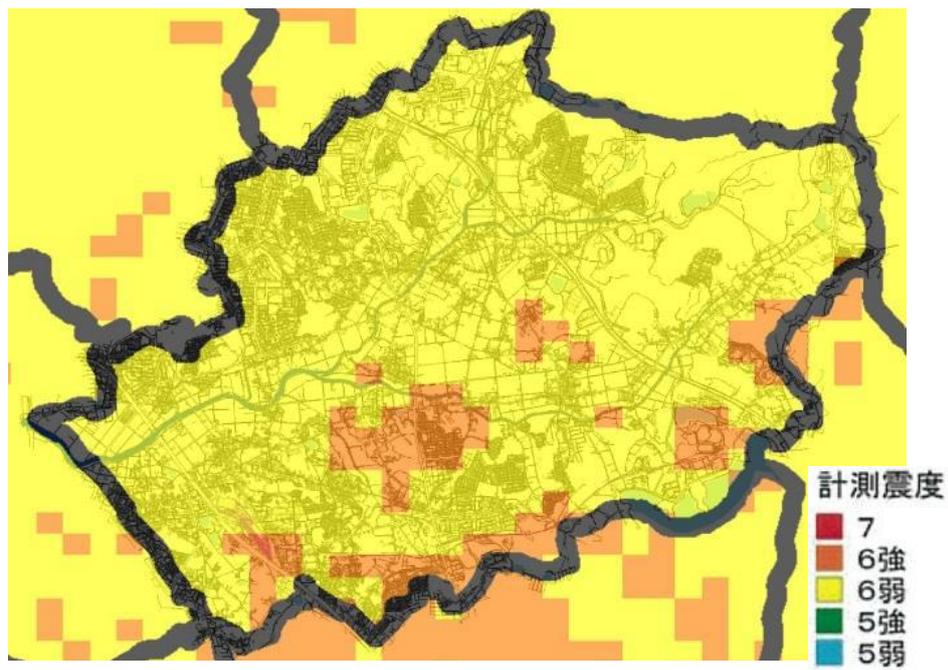
この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおり。

南海トラフ地震における本市の地震動予測は、「過去地震最大モデル」において最大震度「6弱」、震度別面積の割合は「6弱」がほぼ100%という結果であった。また、「理論上最大想定モデル」での最大震度は「6強」であり、震度別面積割合は「6弱」が86%、「6強」が14%であった。

図表6 過去地震最大モデル



図表7 理論上最大想定モデル



前記の地震動等による被害想定結果は下記のとおりとなっている。

	全壊・焼失棟数（冬夕 18 時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計※1
過去地震最大モデル	約 100	*	*	*	約 20	約 200
理論上最大想定モデル （陸側ケース）	約 600	*	*	*	約 300	約 900
理論上最大想定モデル （東側ケース）	約 100	*	*	*	約 90	約 200

*：被害わずか（5 未満）

※1：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。①5 未満→「*」、②5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」

	死者数								合計
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	
	*	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	*	（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）				
過去地震最大モデル （冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合）		*		*	*	*	*	*	*
理論上最大想定モデル （陸側ケース） （冬深夜 5 時発災、早期避難率低の場合）	約 30	*	*	*	*	*	*	*	約 30
理論上最大想定モデル （陸側ケース） （冬夕方 18 時発災、早期避難率低の場合）	約 20	*	*	*	*	*	約 20	*	約 30
理論上最大想定モデル （東側ケース）	約 10	*	*	*	*	*	*	*	約 10

*：被害わずか（5 未満）

・ライフライン被害

ライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値であり、以下に示す（表記は被害の最大値）。

ライフライン機能支障（発災 1 日後；冬夕 18 時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LP ガス
断水人口 （人）	機能支障人 口（人）	停電軒数 （軒）	不通回線数 （回線）	停波基地局 率（%）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世 帯数（世帯）
約 49,000	約 24,000	約 40,000	約 6,800	80%	*	約 300

*：被害わずか

・その他の主な被害

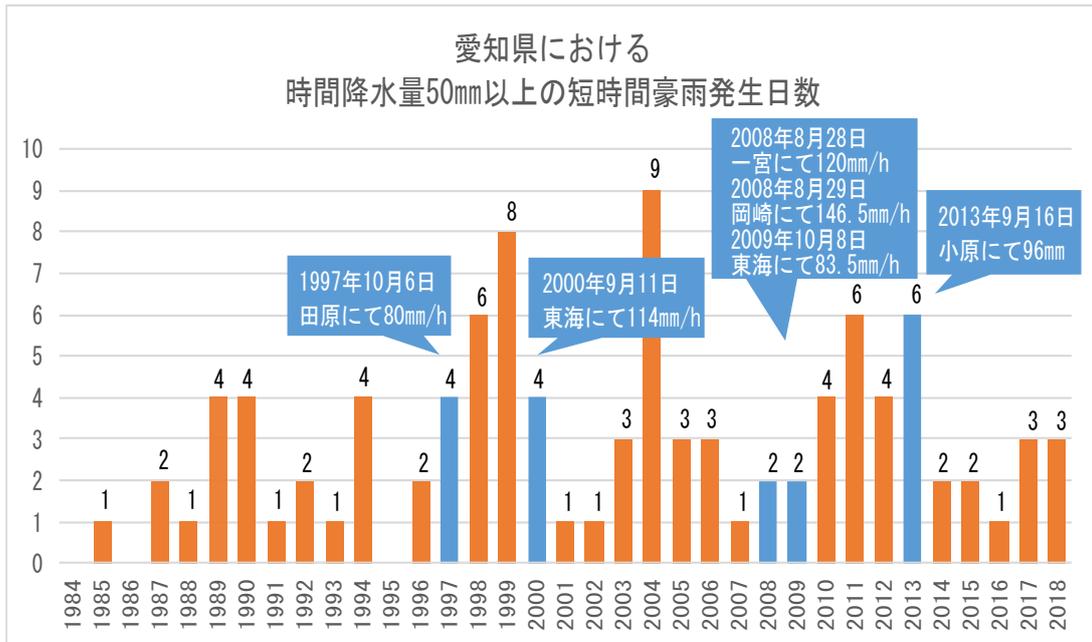
「過去地震最大モデル」におけるその他の主な被害は、生活への影響として次のものが想定される。

避難者数（人）（冬夕 18 時発災）			帰宅困難者数（人） （昼 12 時発災）	災害廃棄物等（千ト ン）（冬夕 18 時発災）
1 日後	1 週間後	1 ヶ月後		
約 1,100	約 8,300	約 2,900	約 11,000～約 13,000	約 35

(3) 風水害（豪雨、洪水）により想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測される。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

図表8 愛知県における時間降水量50mm以上の短時間豪雨発生日数



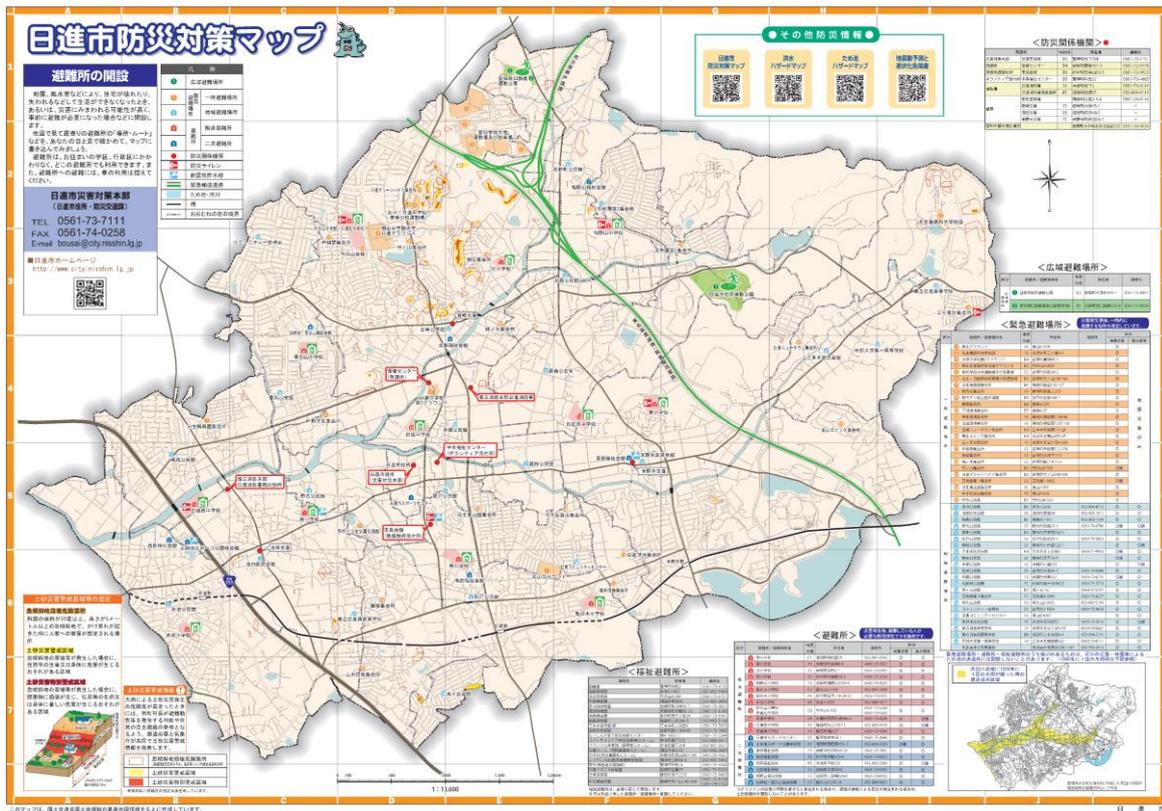
資料：愛知県地域強靱化計画

(4) 土砂災害により想定される被害

平成 15 年 3 月に愛知県が公表した市内の土砂災害危険箇所が 77 箇所あり、現在土砂災害危険箇所を対象として、愛知県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定している。

近年は、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあり、がけ対策や砂防対策といったハード対策も必要であるが、情報収集や早めの避難勧告といったソフト対策も進めていく必要がある。

図表 10 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域



資料：日進市防災対策マップ

(5) 大雪により想定される被害

本市においては、過去に重大な雪害は生じていないが、県内では、2014年2月14日未明から雨や雪が降り始め、14日11時に名古屋で最深積雪7cmを観測した。特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、倒木、電柱の倒壊、電線の断線を引き起こし、長期の停電状態が継続し、また、多数の道路で通行止めとなり、一時は住民の孤立が発生した。

今後、異常気象等により、本市において、記録的な大雪が観測された場合、交通の麻痺や事故の多発、停電等の被害の発生が懸念される。

(6) 異常渇水により想定される被害

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。

平成6年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。将来においても、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念される。

(7) その他の被害

本市では、これまでも地震、台風・大雨に伴う風水害等の災害を経験している。過去の災害の特徴や経験も踏まえながら、地域の強靱化を進めていく必要がある。

本市における過去の主な災害の被害状況は、次のとおりである。

ア 風水害

①伊勢湾台風

昭和 34 年 9 月 26 日 18 時すぎ紀伊半島南端潮岬の西およそ 15 km のところに上陸、半島を縦断し岐阜付近から中部山岳地帯を通過した。名古屋で最低気圧 958.5 ミリバール、平均最大風速 37m、瞬間最大風速 45.7m に達し、名古屋気象台始まって以来の激しいもので伊勢湾並びにその内陸にかけての被害は凄まじいものであった。降雨量は名古屋で 165.7 ミリに達し、高潮は名古屋港で 3.6m を記録した。伊勢湾台風災害復旧計画書による昭和 34 年 12 月 31 日現在の本市における被害内容は、次のとおりである。

(1) 人的被害	死者	7 人	昭和 34 年 9 月 1 日現在人口 10,915 人
	重傷者	58 人	
	軽傷者	777 人	
(2) 住家被害	全壊	195 戸	
	半壊	594 戸	
	床上浸水	70 戸	
	床下浸水	168 戸	
(3) 非住家		2,011 戸	
(4) 公共施設の被害	市内公共施設（小、中、保、その他）の破損等		
(5) その他	田畑の流失埋没被害、家畜被害等		

②集中豪雨

昭和 54 年 9 月 24 日 19 時頃より当地方に雷を伴う集中豪雨が発生し、この間の降雨量は近年にない 63 mm（市土木課調べ）に達し、市内に床下浸水をはじめ河川の増水により死者まで出るという被害を及ぼした。

この集中豪雨による本市の被害は次のとおりである。

- | | | |
|----------|------|-------------------------------|
| (1) 人的被害 | 死者 | 2 人 |
| (2) 住家被害 | 床下浸水 | 4 戸（赤池 2 カ所、折戸 1 カ所、三本木 1 カ所） |

③東海豪雨

平成 12 年 9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線は、台風第 14 号からの暖かく湿った気流の流れ込みにより活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。特に名古屋市では 1 時間に 97 mm という記録的な降雨量を観測し、西部を流れる新川が決壊し甚大な被害を受けた。

本市における降雨量は、11 日午前 3 時から 12 日午後 6 時までの総雨量 460.5 mm、最大時間雨量 53.0 mm（11 日午後 9 時～）を観測し、床上浸水をはじめ多大な被害を

受けた。

この豪雨による本市の主な被害は次のとおりである。

(1) 住家被害	一部破損	1 棟
	床上浸水	17 棟
	床下浸水	47 棟
(2) その他	田の冠水	80 ha
	道路の損壊	23 カ所
	道路の冠水	12 カ所
	河川の越水	6 カ所
	河川法面崩壊等	61 カ所
	崖崩れ	19 カ所
	鉄道不通	1 カ所

イ 地震災害

○東南海地震

昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 36 分頃（名古屋：36 分 09 秒 3. 震度 5）にマグニチュード 8 の大地震が起こった。熊野灘沖 33.7° N、136° E、深さ極浅（0～30 km）を震源地として静岡、愛知、三重の各県では大被害となった。そのうち愛知県では死者 438 人、負傷者 1,148 人、住家全壊 6,411 戸、同半壊 19,408 戸、同破損 59,837 戸、非住家全壊 10,121 棟、同半壊 15,890 棟、同破損 41,133 棟となっている。全焼家屋 2 戸、半焼家屋 9 戸、火災発生 6 カ所、橋架破損 5 カ所あり、道路破損は伊勢湾、三河湾周辺のみならず知多渥美方面においてもみられた。

この大地震で本市においても多大な被害を負った。その内容は次のとおりである。

(1) 人的被害	負傷者	5 人
(2) 家屋被害	住家全壊	3 戸
	住家半壊	不明
	非住家全壊	23 棟
	非住家半壊	40 棟

第3章 日進市の強靱化の基本的な考え方

1 日進市地域強靱化計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定する。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、地域の豊かさを維持・向上させる。

3 日進市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

ア 市の独自性を活かし、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

イ 本市の強靱化に向け、国、県・近隣市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応

する。

エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 災害から得られた教訓を始め、本市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

イ 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI 等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。

ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

エ 施策の重点化や進捗管理（PDCA サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

オ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。

カ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 日進市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)設定

基本目標を達成し、本市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6 食料等の安定供給の停滞
	5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
	7-5 農地・森林等の被害による荒廃
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された 16 の施策分野（11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）をもとに、本計画においても 16 の施策分野（11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）を設定する。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 研究開発
⑤ 情報通信	⑤ 産学官民・広域連携
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 土地保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて（別紙 1・2）「脆弱性評価結果」としてまとめた。

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節(3)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおり。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとした。

各分野における施策の推進に当たっては、「リスクシナリオごとの施策の推進方針」と「施策分野ごとの施策の推進方針」に分けてまとめたものに加えて、別紙「日進市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の事業詳細（「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分）で示す個別具体的施策の事業については、毎年度更新を行い、着実な推進を図る。

目標(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う。【市】
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する。【市】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する。【市・民間】
- 道路等に面したブロック塀等の撤去費補助事業を推進する。【市】

(公共施設等の耐震化等の推進・促進)

- 市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める。【市】
- 民間の児童通所サービス事業所、児童福祉施設等について、国県の補助金を活用し耐震化や老朽化対策を推進する。【市・民間】
- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める。【市】

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する。【市・民間】
- 道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する。【国・県・市】

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【市・地域・民間】
- 防災訓練や防災教育に取り組む地域及びテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を推進する。【市・地域・民間】
- 地震動による家具の転倒や窓ガラスの飛散による死傷被害等を防ぐため、市民を対象とした家具転倒防止器具取付け防止事業を推進する。【市・地域・民間】

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
【県・市・公共的団体】

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【都市計画課】		
□住宅の耐震化率	88.6%	日進市耐震改修促進計画による
□多数の者が利用する建築物で耐震化されていないものの棟数	4棟	日進市耐震改修促進計画による
□避難路沿道建築物で耐震化されていないものの棟数	15棟	日進市耐震改修促進計画による
【財務政策課】		
□公共施設の耐震化率	100%	継続
【教育総務課】		
□外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策実施件数	7校実施	継続
【道路建設課】		
□橋梁点検数	20橋	86橋
【防災交通課】		
□自主防災組織数	38組織	39組織
□日進市家具転倒防止用金具支給申請数	14件/年	50件/年
□消防団員数	237人	245人

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。【市】
- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う。【市】
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、防災機能としてのオープンスペースも検討しながら、公園整備を推進する。【市】
- 災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する。【市】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 公園遊戯施設等点検業務の結果に基づき、適切な施設整備を行い、災害時の緊急避難場所となる公園の安全性を推進する。【市】

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】
- 土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する。【市】

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する。【市】

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】【再掲】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【区画整理課】		
□市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合	41.4%	45.0%
【都市計画課】		
□空家(その他の住宅)数の抑制	1,430戸	1,800戸
□都市公園数	63園	70園

【土木管理課】 □狭あい道路対策事業補助金件数	12 件（延べ）	35 件（延べ）
【道路建設課】 □野方三ツ池公園線用地取得件数	5 件	20 件
【情報広報課】 □にっしんお知らせメール登録者数	8,372 人	8,826 人
【防災交通課】 □消防団員数【再掲】	237 人	245 人

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

○築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設の整備や機能強化を県事業等に合わせて進めるとともに、管きよ、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化（改修）等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成及び更新や、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。【国・県・市・地域】

○護岸の破損状況が著しい市管理河川の護岸改修を計画的に推進する。【市】

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

○身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【市・地域・民間】

○学校、保育所、児童発達支援センター等において、防災マニュアルを作成し、定期的かつ継続的に防災訓練等を実施し、防災教育の推進を図る。【市・地域・民間】

（河川の改修）

○河川整備計画に基づき、河川改修を進めるとともに、適切に維持管理を行う。【県・市】

（浸水想定区域図の作成・見直し）

○最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。【市】

○市管理河川や、その他浸水実績箇所、市街地内の雨水出水想定箇所を反映した内水ハザードマップの作成を検討する。【市】

（気候変動を踏まえた水災害対策）

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた

水害対策について、国・県の動向を踏まえ、治水対策を総合的に推進していくための計画策定を検討すると共に、開発に対しては、「日進市開発等事業に関する手続条例」により雨水流出抑制の指導を行い、治水対策を推進する。【国・県・市】

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する。【市】【再掲】
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。【市】

(災害対応力の強化等)

- 多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る。
【県・市・公共的団体】
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。【国・県・市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】 <input type="checkbox"/> 自主防災組織数【再掲】 <input type="checkbox"/> 洪水ハザードマップの更新 <input type="checkbox"/> 受援マニュアルの策定 <input type="checkbox"/> 消防団等を対象とした水防訓練の実施 <input type="checkbox"/> 地方公共団体間の相互応援協定締結数 【土木管理課】 <input type="checkbox"/> 雨水管理総合計画の策定 【情報広報課】 <input type="checkbox"/> にっしんお知らせメール登録者数【再掲】	38 組織 更新済 策定中 1 回/年 10 件 検討	39 組織 随時更新 策定済 継続 継続 策定
	8,372 人	8,826 人

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 地元等から要望があった場合に現地調査を行った上で、県に土砂災害対策の要望を行い、土砂災害対策、維持管理を促進する。【県・市】
- ソフト対策として、県が行う土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報を反映した防災対策マップを作成し、市民に配布することにより、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の周知を図る。【県・市】

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 老朽化した農業水利施設の修繕に合わせた必要な耐震化等の改修や保安林の維持・造成に

必要な治山施設等の整備を推進する。【県・市】

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 土地区画整理事業により、亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。【市】

(警戒避難体制の整備等)

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【市・地域・民間】

(情報関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールや SNS などを利用し発信する。【市】【再掲】

(災害対応力の強化等)

- 多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る。
【県・市・公共的団体】【再掲】
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【市・地域】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【区画整理課】 □市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合【再掲】	41.4%	45.0%
【防災交通課】 □自主防災組織数【再掲】	38 組織	39 組織
【情報広報課】 □にっしんお知らせメール登録者数【再掲】	8,372 人	8,826 人

目標（２）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・

改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【再掲】

- 第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する。【国・県・市】

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【市】
- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関との連携、整備資機材の充実、民間プローブ情報の活用等による通行可否情報の収集により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。【国・県・市・民間】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】
- 避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。【市】

(ガス管の耐震対策等の推進)

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。【民間】

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。【国・県・市・民間】
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。【民間】

(停電時における電動車等の活用)

- 非常用電源として電力供給が可能な電動車等の整備を推進する。【市】
- 民間事業者と災害協定を締結し、停電時における電動車等の活用を図る。【市・民間】

(応急用食料等の調達)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者と

の連携等による市全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る。【市・民間】

(食料・燃料等の備蓄)

○地域における食料・燃料等の備蓄の強化、公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【市・地域】

○市内小中学校、保育所等において災害時等の非常事態の際に、児童生徒が学校等に滞在せざるを得ない状況になった時のため、欠食を防止するために食料・水の備蓄を促進する。
【市】

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、支援物資供給の際の中継拠点として活用することで、受援体制を構築し、防災体制の充実を図る。

【国・県・市】

○受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。【市】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う。【市】【再掲】

○耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する。【市】【再掲】

(消防団等の充実強化の促進等)

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】【再掲】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【道路建設課】 □野方三ツ池公園線用地取得件数【再掲】	5件	20件
【基幹施設整備課】 □(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備 □道の駅の整備	事業中 設計完了	整備完了 整備完了
【防災交通課】 □市防災倉庫等の非常用電源備蓄数 □市防災倉庫等の非常食備蓄数 □市防災倉庫等のペットボトル保存水備蓄数 □飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況 □受援マニュアルの策定【再掲】 □応急用食料等の提供に関する災害協定締結数	79台 42,844食 29,394本 4箇所 策定中 6件	114台 43,572食 31,680本 継続 策定済 8件

【学校教育課】 <input type="checkbox"/> 小中学校の防災食の備蓄量 【都市計画課】 <input type="checkbox"/> 住宅の耐震化率【再掲】 <input type="checkbox"/> 多数の者が利用する建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】 <input type="checkbox"/> 避難路沿道建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】	児童・生徒・教職員数分 88.6% 4棟 15棟	継続 日進市耐震改修促進計画による 日進市耐震改修促進計画による 日進市耐震改修促進計画による
---	---	--

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
<p>(孤立集落等の救出計画の策定等)</p> <p>○孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。【国・県・市】</p> <p>(家庭における食料備蓄の促進等)</p> <p>○災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。【市・地域・民間】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置数	24台	74台

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
<p>(災害対応の体制・資機材強化)</p> <p>○自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を進めるとともに、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】</p> <p>○救護所の開設に必要な備品及び消耗品等の購入・管理の継続を図る。【市】</p> <p>○災害対策本部において SNS による住民からの災害情報等を収集し対応する。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。【市】</p> <p>○消防署について適切な維持管理及び時代に合わせた積極的な機能強化が推進されるよう、</p>		

尾三消防組合と連携する。また、機能が不足する、または老朽化した施設等については、計画的な改修・建替え等を推進する。【市・公共的団体】

- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防力の強化として尾三消防組合と連携して消防車両・資機材等の計画的な更新・増強を推進する。【市・公共的団体】

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。【国・県・市】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【国・県・市・地域・民間】

(救助活動拠点・防災拠点施設の耐災害性の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を関係機関と連携して進めるとともに、再生可能エネルギー、蓄電池も含めた電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。【国・県・市・公共的団体】

(自治体等の活動の支援)

- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、広域防災活動拠点等の位置づけも検討しながら、公園整備を推進する。【市】

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、災害時には、自衛隊、警察、消防等による救助救援部隊の活動拠点として活用することで、防災体制の充実を図る。【国・県・市】

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルート確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【再掲】

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 災害時要援護者地域支援制度の周知を図り、高齢者や障害のある人への合理的配慮を踏まえた見守り体制の拡充を促進する。【市・地域】

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地

<p>区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】 【再掲】</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。また、学生など若い世代に対しても消防団の周知を図り、入団を促進する。【市・地域】</p> <p>○消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市・地域】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【情報広報課】</p> <p><input type="checkbox"/> につきんお知らせメール登録者数【再掲】</p> <p>【防災交通課】</p> <p><input type="checkbox"/> 小中学校での避難所開設運営訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時要援護者地域支援制度の登録者数</p> <p><input type="checkbox"/> 消防団員数【再掲】</p> <p>【区画整理課】</p> <p><input type="checkbox"/> 市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合【再掲】</p> <p>【都市計画課】</p> <p><input type="checkbox"/> 都市公園数【再掲】</p> <p>【道路建設課】</p> <p><input type="checkbox"/> 野方三ツ池公園線用地取得件数【再掲】</p> <p>【基幹施設整備課】</p> <p><input type="checkbox"/> 道の駅の整備【再掲】</p>	<p>8,372 人</p> <p>1 校/年</p> <p>1,105 人</p> <p>237 人</p> <p>41.4%</p> <p>63 園</p> <p>5 件</p> <p>設計完了</p>	<p>8,826 人</p> <p>2 校/年</p> <p>1,500 人</p> <p>245 人</p> <p>45.0%</p> <p>70 園</p> <p>20 件</p> <p>整備完了</p>

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
<p>(帰宅困難者対策の推進)</p> <p>○帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、災害時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】</p> <p>○くるりんばすを利用した帰宅困難者対策を検討する。【市】</p> <p>○帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設に Wi-Fi スポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する。【市】</p> <p>○赤池駅周辺において、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等で発生する帰宅困難者の避難ルートの確保、交通渋滞の解消として、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による利便機能の集積を図る。【市・民間】</p> <p>(帰宅困難者の受入態勢の確保)</p> <p>○第 2 次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、帰宅困難者の一時的な避難場所として活用することで、防災体制の充実を図る。【国・県・市】</p> <p>○民間事業者と災害協定を締結し、帰宅困難者の一時的な避難場所として民間施設の活用を推進する。【市・民間】</p>

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化及び膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。また、防犯灯の設置を計画的に推進する。【市】

(代替輸送手段の確保等)

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制の構築を図る。【国・県・市・民間】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【情報広報課】 □公共施設における無料公衆無線LANの整備箇所数	10箇所	継続
【都市計画課】 □赤池駅周辺再開発事業	-	事業化
【基幹施設整備課】 □道の駅の整備【再掲】	設計完了	整備完了
【防災対策課】 □一時的避難場所として施設提供に関する災害協定締結数	4件	5件
□防犯灯設置数	8,184箇所	8,547箇所

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。【国・県・市・民間】
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。【市・地域・民間】

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保するため、平時より東名古屋医師会日進支部との医療救護所の打ち合わせ、協議を行い、対応マニュアルを

作成する。【市・民間】

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、県、保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行う。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整える。【県・市・民間】
- 医療スタッフの確保のため、災害時看護職等事前登録制度を推進する。【市】

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【再掲】
- 土地区画整理事業により、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。【市】
- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、防災ヘリポートとして活用することで、救助救援部隊の活動拠点としての機能をもたせる。【国・県・市】

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する。【市・民間】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【健康課】 □災害時看護職等事前登録者数	14人	25人
【区画整理課】 □市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合【再掲】	41.4%	45.0%
【道路建設課】 □野方三ツ池公園線用地取得件数【再掲】	5件	20件
【基幹施設整備課】 □道の駅の整備【再掲】	設計完了	整備完了
【防災交通課】 □福祉避難所に関する協定の締結数	10件	15件

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(資機材の整備)

- 災害時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に関する資機材の整備を推進する。【市】

(衛生環境の確保等)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初からL2地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する。【市】
- 地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する。【市】
- すでに策定した下水道 BCP の充実を促進する。【市】

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する。【市】

(重要業績指標)

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【健康課】		
□健康診断・予防接種の実施	96.8%	98.5%
□災害時保健・栄養活動マニュアルの策定	策定中	策定済
【保険年金課】		
□特定健康診査受診率	42.9%	45%
【防災交通課】		
□消毒液の備蓄	96L	96L
□マスクの備蓄	6,500枚	50,000枚
□避難所運営マニュアルの策定	策定済	随時更新
【下水道課】		
□下水道管の耐震化		
管きよ	4,308m	6,837m
取付管	109箇所	201箇所
人孔蓋	134箇所	292箇所

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める。【市】
- トイレや自家発電設備、備蓄品の整備など、避難所としての防災機能を強化する。【市】
- 市内小中学校、保育所等において災害時等の非常事態の際に、児童生徒が学校等に滞在せざるを得ない状況になった時のため、欠食を防止するために食料・水の備蓄を促進する。【市】【再掲】

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所運営等に女性が積極的に参画できるリーダーの育成支援や、自主防災組織や市民が講座や情報提供を通じ、性別特有の困難や性暴力等に対し適切な理解・対応ができるよう、日進市男女平等推進プランにおいて防災復興分野の男女共同参画を推進する。【市・地域】
- 市・施設管理者・地域住民で避難所の開設・運営ができるようマニュアル等の整備、避難所運営における資機材等の配備を推進する。また、避難所となる施設で避難所開設運営訓練を実施し、災害時に円滑な避難所開設運営ができるように体制を整える。【市・地域】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 訓練の実施などにより、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【市・地域・民間】

(避難所における必要物資の確保等)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を促進する。【市・公共的団体】
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】
- 備蓄品整備計画を整備し、避難所における必要物資の確保に努める。【市】
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進めるよう促す。【市・地域】

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する。【市・地域】

(被災者の健康管理)

- 感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【県・市・地域・民間】
- 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるゲートキーパー養成等により、自殺対策に努める。【市】
- 日進市社会福祉協議会が平成 30 年 12 月に策定した「災害時職員対応・行動マニュアル」に基づき、安否確認が必要な利用者の方を障害者相談支援センターの相談員が避難所やご自宅に訪問し、利用者の情報収集等を随時行う体制を整える。【市・民間】

（防災拠点となる庁舎等の耐震化等の推進）

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化されているが、老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【市】

（被災者の生活支援等）

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。【国・県・市・地域】
- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築する。【市・地域】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【市・民間】

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う。【市】【再掲】
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する。【市】【再掲】

（避難所の耐震化等の推進）

- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める。【市】【再掲】
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレ・凝固剤などの備蓄の取組を促進する。【市】

（避難生活における要配慮者支援）

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を

<p>図る。【市・民間】</p> <p>○災害時に障害のある方が配慮のある避難所生活が送れるよう、障害者自立支援協議会権利擁護部会で作成した障害のある方の避難所生活での要支援者向けサポートブックを地域のミニ防災倉庫への設置や市の避難所開設運営訓練の折に活用するよう周知啓発を図る。</p> <p>【市・民間】</p> <p>○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【市・地域・民間】</p> <p>(避難行動要支援者への支援)</p> <p>○市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。【市・地域】</p> <p>(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)</p> <p>○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。【県・市・民間】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【教育総務課】</p> <p><input type="checkbox"/>外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策実施件数【再掲】</p> <p>【学校教育課】</p> <p><input type="checkbox"/>小中学校の防災食の備蓄量【再掲】</p> <p>【市民協働課】</p> <p><input type="checkbox"/>自主防災組織等の女性防災リーダーの育成率</p> <p>【防災交通課】</p> <p><input type="checkbox"/>自主防災組織数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>避難所運営マニュアルの策定【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>市防災倉庫等の非常用電源備蓄数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>市防災倉庫等のペットボトル保存水備蓄数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>福祉避難所に関する協定の締結数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>小中学校での避難所開設運営訓練の実施【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>災害時要援護者地域支援制度の登録者数【再掲】</p> <p>【地域福祉課】</p> <p><input type="checkbox"/>ゲートキーパー数</p> <p>【都市計画課】</p> <p><input type="checkbox"/>住宅の耐震化率【再掲】</p>	<p>7校実施</p> <p>児童・生徒・教職員数分</p> <p>73.68%</p> <p>38組織</p> <p>策定済</p> <p>79台</p> <p>29,394本</p> <p>4箇所</p> <p>10件</p> <p>1校/年</p> <p>1,105人</p> <p>-</p> <p>88.6%</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>日進市男女平等推進プランによる</p> <p>39組織</p> <p>随時更新</p> <p>114台</p> <p>31,680本</p> <p>継続</p> <p>15件</p> <p>2校/年</p> <p>1,500人</p> <p>50人</p> <p>日進市耐震改修促進計画による</p>

□多数の者が利用する建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】	4棟	日進市耐震改修促進計画による
□避難路沿道建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】	15棟	
【財務政策課】		日進市耐震改修促進計画による
□公共施設の耐震化率【再掲】	100%	継続

目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化）

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯活動団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。【市・地域】
- 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。【市】
- 防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する。【市】

（警察署等の耐震化等の促進）

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を推進する。【県】

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 自主防犯活動団体への支援を継続するとともに、新たな団体の発足支援を行い、地域との連携の強化を図る。【市・地域】

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、地域づくり、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【市・地域】

（重要業績指標）	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】		
□自主防犯活動団体数	28団体	33団体
□自主防災組織数	38組織	39組織
□市防災倉庫等の非常用電源備蓄数【再掲】	79台	114台
□防犯灯設置数【再掲】	8,184箇所	8,547箇所
□防犯カメラ設置数【再掲】	24台	74台

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続計画の作成及び見直し）

- 業務の継続と早期復旧を図るために平成30年3月に策定された「日進市業務継続計画（地

震災対策編)」を定期的に見直すことにより、計画の実効性を高め、職員へ計画の周知を推進する。【市】

(行政職員の不足への対応)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。【国・県・市】【再掲】

(市所管施設の機能確保)

○災害時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

○市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める。【市】
【再掲】

○市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める。【市】【再掲】

(災害対策本部の機能確保)

○災害対策本部の非常用電源、太陽光発電システムの充実を図る。また、市役所本庁舎が機能しない場合に備え、代替施設の機能維持を推進する。【市】

(災害時の広域連携の推進)

○災害時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、受援マニュアルを策定する。【国・県・市】

(住民等の自発的な防災行動の促進)

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【市・地域】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○拠点避難所となる市内小中学校の校舎の外壁改修、校舎窓ガラスの飛散防止対策を進め、避難所としての機能を強化していく。【市】

(タイムラインの策定)

○最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。【国・県・市・公共的団体】

<p>(災害応急対策の実施体制の確立)</p> <p>○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【市】</p>		
<p>(国・県・市間の連携強化)</p> <p>○国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。【国・県・市】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【財務政策課】</p> <p><input type="checkbox"/>公共施設の耐震化率【再掲】</p> <p>【防災交通課】</p> <p><input type="checkbox"/>市防災倉庫等の非常用電源備蓄数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>地方公共団体間の相互応援協定締結数【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>受援マニュアルの策定【再掲】</p> <p><input type="checkbox"/>職員緊急参集訓練の実施</p> <p>【教育総務課】</p> <p><input type="checkbox"/>外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策実施件数【再掲】</p>	<p>100%</p> <p>79台</p> <p>10件</p> <p>策定中</p> <p>1回/年</p> <p>7校実施</p>	<p>継続</p> <p>114台</p> <p>継続</p> <p>策定済</p> <p>継続</p> <p>継続</p>

<p>目標（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>
<p>４－１ 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>
<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)</p> <p>○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する。【県・市】</p> <p>○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、また電波法改正に対応するため、現在の移動系防災行政無線の更新を推進する。また同報系防災行政無線や防災アプリ導入の検討を図る。【市】</p>
<p>(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)</p> <p>○電源の確保には、災害協定の締結等による燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保を推進する。【市】</p>
<p>(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)</p> <p>○非常用電源の整備を推進する。【市】</p>
<p>(災害対応力の強化等)</p> <p>○大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【県・市・民間・地域】</p>

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】		
<input type="checkbox"/> 移動系防災行政無線局数	78箇所	継続
<input type="checkbox"/> 市防災倉庫等の非常用電源備蓄数【再掲】	79台	114台
<input type="checkbox"/> 燃料確保の災害協定の締結数	1件	2件

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】
- 市役所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。【市】
- 災害情報伝達手段のひとつとして「にっしんお知らせメール」の登録を推進する。【市】

(災害対応業務の標準化)

- 災害時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。【国・県・市・公共的団体・民間】

(情報通信インフラの整備)

- 市役所等の公共施設に Wi-Fi スポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供する。【市】

(水防テレメータシステムの整備)

- 雨量水位観測システムが常時作動するよう維持管理に努め、県管理河川に設置された水位システム活用の推進を図る。【県・市】

(土砂災害警戒情報等の提供)

- 県・名古屋地方気象台発信の土砂災害警戒情報等を収集し、適切な情報伝達体制の充実を図る。【県・市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【情報広報課】		
<input type="checkbox"/> にっしんお知らせメールの登録者数【再掲】	8,372人	8,826人
<input type="checkbox"/> 公共施設における無料公衆無線LANの整備箇所数【再掲】	10箇所	継続

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所、災害危険地域等を明示した防災対策マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した洪水ハザードマップを作成・配布することで、住民の災害に対する意識啓発を推進する。【市】
- にしんお知らせメール、広報にしん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【市】
- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、小中学生に対する防災教育を推進する。【市】

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)の受信機、自動起動装置、同報サイレンシステムや防災行政無線(移動系)の維持管理を行い、新たな情報伝達手段の導入の検討をする。【市】
- 災害時に多様な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し、情報発信の場として活用することで、多面的な情報伝達を推進する。【市】

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の人員・体制を整備する。【市】

(情報伝達手段・体制の確保)

- 非常用発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。【市】
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。【市】

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【県・市・民間・地域】【再掲】

(避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【市】
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。【市】

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

○最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。【市】

(避難の円滑化・迅速化)

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進する。避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。【市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【情報広報課】 □にしんお知らせメールの登録者数【再掲】	8,372人	8,826人
【基幹施設整備課】 □道の駅の整備【再掲】	設計完了	整備完了
【防災交通課】 □洪水ハザードマップの更新【再掲】	更新済	随時更新
□市防災倉庫等の非常用電源備蓄数【再掲】	79台	114台

目標（５）経済活動を機能不全に陥らせない

５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(企業BCP策定等の促進)

○日進市商工会と協力して、市内中小企業のBCP策定を支援する。【市・民間】

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援する。【市・民間】

○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。【市・民間】

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【市・民間】

(耐災害性を高める施策等の推進)

○土地区画整理事業により、道路の防災対策や、洪水、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。【市】

(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

○様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく。【市・民間】

<p>間】</p> <p>(水の安定供給)</p> <p>○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】【再掲】</p> <p>○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】</p> <p>(災害に強い企業用地の確保)</p> <p>○優良企業のうち災害対応力にも強い企業を誘致するための災害に強い企業用地を確保するため、企業庁と連携して一団の企業用地を新たに造成する。【県・市】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【区画整理課】</p> <p>□市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合【再掲】</p>	41.4%	45.0%
<p>【防災交通課】</p> <p>□市防災倉庫等のペットボトル保存水備蓄数【再掲】</p>	29,394本	31,680本
□飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	4箇所	継続

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
<p>(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)</p> <p>○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、浸水・洪水対策等を推進する。【市・民間】</p> <p>○各ライフライン機関との協定締結により、連携強化を推進する。【市・民間】</p> <p>○燃料供給ルートを実実に確保するため、第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する。【国・県・市】</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【国・県・市・公共的団体・民間】</p> <p>(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)</p> <p>○様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく。【市・民間】【再掲】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【防災交通課】</p> <p>□ライフライン機関との災害協定締結数</p>	6件	7件

【基幹施設整備課】 □（仮称）東郷スマートインターチェンジの整備【再掲】	事業中	整備完了
---	-----	------

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
（有害物質等の流出防止対策） ○平時に有害物質の流出がある場合は、立入を行い対策を促す。また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。【市】		
（重要業績指標）	現状値	目標値<2025>
【情報広報課】 □にっしんお知らせメールの登録者数【再掲】	8,372人	8,826人

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>（交通施設の防災対策の推進）</p> <p>○災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、（都）野方三ツ池公園線、赤池駅前線、（仮称）赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【再掲】</p> <p>○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、市内から東名高速道路へのアクセスを可能にし、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を推進する。【国・県・市】</p> <p>○迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】</p> <p>○集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で、路面凍結防止対策、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。【国・県・市】</p> <p>（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）</p> <p>○地震、洪水等の浸水想定、大雪による路面凍結等を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【国・県・市】</p> <p>○防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する。【市】【再掲】</p> <p>○道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する。【市】【再掲】</p> <p>（輸送モードの連携・代替性の確保）</p> <p>○くるりんばすのGTF Sデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT技術を利用した新たなバスロケーションシステ</p>

<p>ムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。【市・民間】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【道路建設課】</p> <p>□野方三ツ池公園線用地取得件数【再掲】</p> <p>□橋梁点検数【再掲】</p> <p>【基幹施設整備課】</p> <p>□(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備【再掲】</p> <p>【防災交通課】</p> <p>□防犯灯設置数【再掲】</p> <p>□防犯カメラ設置数【再掲】</p> <p>□くるりんばす年間利用者数</p>	<p>5件</p> <p>20橋</p> <p>事業中</p> <p>8,184箇所</p> <p>24台</p> <p>323千人</p>	<p>20件</p> <p>86橋</p> <p>整備完了</p> <p>8,547箇所</p> <p>74台</p> <p>継続</p>

<p>5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への基大な影響</p> <p>(郵便局舎における防災対策の推進)</p> <p>○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。【県・市・民間】</p> <p>(金融機関における防災対策の推進)</p> <p>○全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。【民間】</p> <p>○金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。【県・市】</p>
--

<p>5-6 食料等の安定供給の停滞</p> <p>(物流ネットワークの整備)</p> <p>○物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する。【国・県・市】</p> <p>(食料の確保)</p> <p>○市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する。【市・民間】</p> <p>(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)</p> <p>○市内事業者の老朽化した生産基盤施設等については、設備投資を支援する取組を推進する。【県・市】</p> <p>○ため池などの農業水利施設の老朽化対策や耐震化等については、災害対応力強化のために</p>
--

適切なハード対策を推進する。【県・市】		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】		
<input type="checkbox"/> 市防災倉庫等の非常食備蓄数【再掲】	42,844食	43,572食
<input type="checkbox"/> 食料等の確保に関する災害協定締結数	5件	7件

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
(水資源の有効な利用等の普及・推進)		
○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】【再掲】		
○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】		
(水の安定供給)		
○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を推進する。【国・県・市・公共的団体】		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】		
<input type="checkbox"/> 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	4箇所	継続
<input type="checkbox"/> 市防災倉庫等のペットボトル保存水備蓄数【再掲】	29,394本	31,680本

目標(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)		
○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する。【民間】		
○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。【市・民間】		
○災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。【市・民間】		
○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備することで、直近に存在する中部電力(株)の災害時復旧支援拠点(中部電力(株)日進総合運動場)に全国から集結する応援車両のアクセスルートを確保し、電力復旧の迅速化につなげる。【国・県・市・民間】		
(自立・分散型エネルギーの導入の促進)		

○災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・市】

(エレベーター閉じ込め対策)

○緊急時最寄階着床等の救出策を推進する。【市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】 □ライフライン機関との災害協定締結数【再掲】	6件	継続
【基幹施設整備課】 □(仮称)東郷スマートインターチェンジの整備【再掲】	事業中	整備完了

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道等の復旧の体制等の強化)

○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】【再掲】

○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】

(広域的な応援体制の確立)

○災害時に速やかに対応するため、他市町村からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【防災交通課】 □市防災倉庫等のペットボトル保存水備蓄数【再掲】	29,394本	31,680本
□飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	4箇所	継続
□受援マニュアルの策定【再掲】	策定中	策定済

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

○処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初からL2地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する。【市】【再掲】

○地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する。【市】【再掲】

○すでに策定した下水道 BCP の充実を促進する。【市】【再掲】

(浄化槽の整備)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進する。【市】

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

○日進市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する。【市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【下水道課】		
□下水道耐震化率【再掲】		
管きよ：6,837m	4,308m	6,837m
取付管：201箇所	109箇所	201箇所
人孔蓋：292箇所	134箇所	292箇所
【環境課】		
□生活排水処理人口	78,391人	89,766人

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

○物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】

○迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】【再掲】

○くるりんばすの GTFS データ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT 技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。【市・民間】【再掲】

(道路における冠水対策)

○排水ポンプの定期点検を実施し、冠水時には適正にポンプが作動するように適切な維持管理を図る。【市】

(災害時における放置車両対策)

○災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。【国・県・市】

<p>(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)</p> <p>○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【市】</p> <p>○赤池駅周辺において、災害時の交通インフラの停止を防ぐため、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による高度利用の促進により利便機能の集積を図る。【市】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【防災交通課】</p> <p>□くるりんばす年間利用者数【再掲】</p> <p>【都市計画課】</p> <p>□赤池駅周辺再開発事業【再掲】</p>	323千人 -	継続 事業化

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		
<p>(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)</p> <p>○災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める。【国・県・市・民間】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【防災交通課】</p> <p>□受援マニュアルの策定【再掲】</p>	策定中	策定済

目標(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
<p>(救助活動能力の充実・強化)</p> <p>○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等との連携を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の要請方法等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。【国・県・市・公共的団体・地域】</p> <p>(火災に強いまちづくり等の推進)</p> <p>○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。【市】【再掲】</p> <p>○日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う。【市】【再掲】</p> <p>○土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する。【市】【再掲】</p> <p>○災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する。【市】【再掲】</p>		

○新たに市街化区域に編入する区域については、避難場所としての都市公園等の整備に努める。【県・市】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

○公園遊戯施設等点検業務の結果に基づき、適切な施設整備を行い、災害時の緊急避難場所となる公園の安全性を推進する。【市】【再掲】

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う。【市】【再掲】

○耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する。【市】【再掲】

(公共施設等の耐震化等の推進・促進)

○市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める。【市】【再掲】

○市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める。【市】【再掲】

(感震ブレイカー等の普及)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行う。【市・地域】

(災害対応力の向上)

○防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する。【市】【再掲】

○道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する。【国・県・市】【再掲】

○災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、（都）野方三ツ池公園線、赤池駅前線、（仮称）赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【再掲】

(消防水利の確保)

○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】【再掲】

○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】

(消防団員の確保等)

<p>○火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【市・地域】</p> <p>○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】【再掲】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【区画整理課】</p> <p>□市街化区域面積における区画整理施工完了面積の割合【再掲】</p> <p>【都市計画課】</p> <p>□空家（その他の住宅）数の抑制【再掲】</p> <p>□都市公園数【再掲】</p> <p>【土木管理課】</p> <p>□狭あい道路対策事業補助金件数【再掲】</p> <p>【都市計画課】</p> <p>□住宅の耐震化率【再掲】</p> <p>□多数の者が利用する建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】</p> <p>□避難路沿道建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】</p> <p>【教育総務課】</p> <p>□外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策実施件数【再掲】</p> <p>【財務政策課】</p> <p>□公共施設の耐震化率【再掲】</p> <p>【防災交通課】</p> <p>□防犯灯設置数【再掲】</p> <p>□防犯カメラ設置数【再掲】</p> <p>□飲料水兼用耐震性貯水槽の整備状況【再掲】</p> <p>□消防団員数【再掲】</p> <p>【道路建設課】</p> <p>□野方三ツ池公園線用地取得件数【再掲】</p> <p>□橋梁点検数【再掲】</p>	<p>41.4%</p> <p>1,430戸</p> <p>63園</p> <p>12件（延べ）</p> <p>88.6%</p> <p>4棟</p> <p>15棟</p> <p>7校実施</p> <p>100%</p> <p>8,184箇所</p> <p>24台</p> <p>4箇所</p> <p>237人</p> <p>5件</p> <p>20橋</p>	<p>45.0%</p> <p>1,800戸</p> <p>70園</p> <p>35件（延べ）</p> <p>日進市耐震改修促進計画による</p> <p>日進市耐震改修促進計画による</p> <p>日進市耐震改修促進計画による</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>8,547箇所</p> <p>74台</p> <p>継続</p> <p>245人</p> <p>20件</p> <p>86橋</p>

<p>7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</p>
<p>(関係機関の連携)</p> <p>○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機</p>

材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。【県・市・公共的団体】

(沿道の住宅・建築物の耐震化等の促進)

○避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する。【市・民間】【再掲】

(危険な空家の除却等への支援)

○日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う。【市】【再掲】

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

○支障木により交通に支障がある場合は、適切な維持管理についての通知を送付する。【市】

(地下構造物の耐震化等の推進)

○FWD測定調査(道路舗装のたわみ状況を非破壊で測定する調査)を基に、計画的に舗装修繕を推進する。【国・県・市】

(災害情報の収集体制の強化)

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。【県・市】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【都市計画課】		
<input type="checkbox"/> 避難路沿道建築物で耐震化されていないものの棟数【再掲】	15棟	日進市耐震改修促進計画による
<input type="checkbox"/> 空家(その他の住宅)数の抑制【再掲】	1,430戸	1,800戸

7-3 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

○防災重点ため池について、耐震化等の推進やため池ハザードマップの活用など総合的な対策を推進する。【市】

(土砂災害対策の推進)

○適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう県の土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害対策の推進を図る。【県・市】

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○防災重点ため池等の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。【国・県・市・地域】

<p>(情報関係施策の推進)</p> <p>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する。【市】【再掲】</p>		
<p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <p>○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】【再掲】</p> <p>○身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【市・地域・民間】【再掲】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
<p>【農政課】</p> <p>□ため池ハザードマップ作成箇所数</p>	23箇所	26箇所
<p>【情報広報課】</p> <p>□にっしんお知らせメール登録者数【再掲】</p>	8,372人	8,826人
<p>【防災交通課】</p> <p>□消防団員数【再掲】</p>	237人	245人
<p>□自主防災組織数【再掲】</p>	38組織	39組織

<p>7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃</p>
<p>(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)</p> <p>○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出した際の周知体制の強化を推進する。【県・市】</p>
<p>(石綿飛散防止対策)</p> <p>○災害時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿対策に関するポスター、パンフレットを掲示し、解体業者及び建物所有者への周知を推進する。【県・市】</p>
<p>(環境測定機能の強化)</p> <p>○災害時に必要な環境測定が行える体制を整備する。【県・市】</p>

<p>7-5 農地・森林等の被害による荒廃</p>
<p>(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)</p> <p>○地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、排水施設等の機能確保を行う。【市・地域】</p>

○老朽化した農業水利施設の修繕に合わせ、必要な耐震化等の改修を推進する。また、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう、地域資源を活用した都市と農業者との交流等により地域コミュニティの維持・活性化の取組を推進する。【市・地域】

(適切な森林の整備・保全)

○水源地である木祖村等と連携し、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。【市】

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

○森林の有する多面的機能の発揮に向け、自然と共生した多様な森林づくりが図られるような取組を促進する。【市】

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】

目標(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。【市】

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。【国・県・市】

(災害廃棄物処理計画の策定等)

○日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、災害廃棄物処理体制の充実を推進する。【市】

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

○市外から応援に駆け付けたボランティアが、災害廃棄物の分別方法や搬出方法について混乱することの無いよう、環境課からの情報提供のもと、災害ボランティアセンターを設置する日進市社会福祉協議会により被災時にもボランティアへの速やかな提示を推進する。【市・民間】

(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【環境課】 □日進市災害廃棄物処理基本計画の策定	策定済	随時更新
【防災交通課】 □受援マニュアルの策定【再掲】	策定中	策定済

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 復興を支える人材の育成に取り組む地域及びテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を日進市社会福祉協議会との協働を検討し、推進する。【市・民間】
- 県と連携し、本市における事前復興まちづくりの取組を促進する。【県・市】
- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築する。【市・地域】

（建設業の担い手確保等）

- 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【県・市・民間】

（災害ボランティアの円滑な受入）

- 日進市社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【市・民間】
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、日進市社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の整備を図る。【市・民間】

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 県で実施される訓練への参加を推進する。【県・市】

（重要業績指標）	現状値	目標値<2025>
【市民課・環境課】 □愛知県火葬場連絡協議会への出席	1回/年	継続
【防災交通課】 □受援マニュアルの策定【再掲】	策定中	策定済

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。【国・県・市】【再掲】

（地籍整備の促進）

- 円滑な防災・減災事業の実施や災害後の迅速な復旧のために、土地境界等の確定を進める地籍調査等の手法を検討し、地籍整備を促進する。【市】

（重要業績指標）	現状値	目標値<2025>

【防災交通課】 □受援マニュアルの策定【再掲】	策定中	策定済
【都市計画課】 □地籍調査実施済み面積	3.26km ²	3.98km ²

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ		
<p>(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)</p> <p>○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【国・県・市】</p> <p>○応急仮設住宅建設模擬訓練に職員を参加させ、建設体制の整備に備える。【県・市】</p> <p>○候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。【市】</p>		
<p>(自宅居住による生活再建の促進)</p> <p>○被災建築物応急危険度判定士の養成訓練に職員を参加させ、併せて県との合同による訓練等を実施することで、実施体制の整備を促進する。【県・市・民間】</p>		
<p>(罹災証明書の発行体制の整備)</p> <p>○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、市職員のシステム操作研修や住家の被害認定調査業務研修受講を推進する。【県・市】</p>		
(重要業績指標)	現状値	目標値<2025>
【都市計画課】		
□応急仮設住宅建設模擬訓練参加者数	65人	75人
□被災建築物応急危険度判定士参集訓練参加者数	58人	70人

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
<p>(文化財施設の耐震化等の推進)</p> <p>○文化財施設の耐震化、防災設備の整備等を検討する。【市】</p>		
<p>(コミュニティの活力の確保)</p> <p>○コミュニティの活力を維持できるよう、平常時より地域における協働活動等を推進する。【市・地域】</p>		
<p>(文化財施設の展示物・収蔵物の被害の最小化)</p> <p>○文化財施設における展示方法や収蔵を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。【市】</p>		

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

○市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。

【国・県・市】

○国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する。【国・県・市】

(所有者不明土地への対策)

○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。【国・県・市】

(復興体制や手順の検討等)

○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、県と連携し、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進する。【県・市】

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【市】

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

○災害時に必要とされる用地について、円滑な活用が図られるよう、一定規模の土地取引事例についての情報を集約する。【市】

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

16の施策分野(11の個別施策分野/5の横断的分野)ごとの推進方針(施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策)を以下に示す。これら16の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものだが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

これらの施策は、本市の強靱化の基本目標を実現するため、本市が優先的に取り組んでいくべき強靱化施策にも位置付けられるものである。

(ア) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(災害対応力の強化)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。【国・県・市】【1-3】【3-2】【8-3】

(災害対応業務の実効性の向上)

○災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。【国・県・市】【2-3】

(下水道BCPの充実)

○すでに策定した下水道BCPの充実を促進する。【市】【2-6】【6-3】

(防災拠点となる庁舎等の耐震化等の推進)

○災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化されているが、老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【市】【2-7】

(業務継続計画の作成及び見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために平成30年3月に策定された「日進市業務継続計画(地震災害対策編)」を定期的に見直すことにより、計画の実効性を高め、職員へ計画の周知を推進する。【市】【3-2】

(災害対策本部の機能確保)

○災害対策本部の非常用電源、太陽光発電システムの充実を図る。また、市役所本庁舎が機能しない場合に備え、代替施設の機能維持を推進する。【市】【3-2】

(災害応急対策の実施体制の確立)

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【市】【3-2】

(国・県・市間の連携強化)

○国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。【国・県・市】【3-2】

(災害対応業務の標準化)

○災害時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。【国・県・市・公共的団体・民間】【4-2】

■警察・消防等

(消防団等の充実強化の促進等)

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【市・地域・民間】【1-1】【1-2】【2-1】【2-3】【7-1】【7-3】

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。また、学生など若い世代に対しても消防団の周知を図り、入団を促進する。【市・地域】【2-3】

○消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市】【2-3】

○火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【市・地域】【7-1】

(災害対応力の強化等)

○多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る。【県・市・公共的団体】【1-3】【1-4】

(災害対応の体制・資機材強化)

○自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を進めるとともに、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【国・県・市・公共的団体・地域・民間】【2-3】

○消防署について適切な維持管理及び時代に合わせた積極的な機能強化が推進されるよう、尾三消防組合と連携する。また、機能が不足する、または老朽化した施設等については、計画的な改修・建替等を推進する。【市・公共的団体】【2-3】

○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防力の強化として尾三消防組合と

連携して消防車両・資機材等の計画的な更新・増強を推進する。【市・公共的団体】【2-3】

(救助活動拠点・防災拠点施設の耐災害性の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を関係機関と連携して進めるとともに、再生可能エネルギー、蓄電池も含めた電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。【国・県・市・公共的団体】【2-3】

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等との連携を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の要請方法等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。【国・県・市・公共的団体・地域】【7-1】

■防災教育

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【市・地域・民間】【1-3】【7-3】
- 学校、保育所、児童発達支援センター等において、防災マニュアルを作成し、定期的かつ継続的に防災訓練等を実施し、防災教育の推進を図る。【市・地域・民間】【1-3】
- 訓練の実施などにより、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【市・地域・民間】【2-7】

(効果的な教育・啓発の実施)

- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、小中学生に対する防災教育を推進する。【市】【4-3】

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う。【市】【1-1】【2-1】【2-7】【7-1】
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する。【市】【1-1】【2-1】【2-7】【7-1】
- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。【市・地域】【2-5】

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する。【市・民間】【1-1】
- 道路等に面したブロック塀等の撤去費補助事業を推進する。【市】【1-1】

(沿道の住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する。【市・民間】【1-1】【7-2】

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。【市】【1-2】【7-1】
- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う。【市】【1-2】【7-1】
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、防災機能としてのオープンスペースも検討しながら、公園整備を推進する。【市】【1-2】
- 災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する。【市】【1-2】【7-1】
- 土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する。【市】【1-2】【7-1】
- 新たに市街化区域に編入する区域については、避難場所としての都市公園等の整備に努める。【市】【7-1】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。【市・公共的団体】【再掲】【2-1】【5-1】【6-2】【7-1】
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する。【市】【再掲】【2-1】【2-7】【5-1】【5-7】【6-2】【7-1】

(下水道施設の耐震化等)

- 処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初からL2地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する。【市】【2-6】【6-3】
- 地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する。【市】

【2-6】【6-3】

(危険な空家の除却等への支援)

- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う。【市】【7-2】

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、災害時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】【2-4】
- くるりんばすを利用した帰宅困難者対策を検討する。【市・民間】【2-4】
- 帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する。【市】【2-4】
- 赤池駅周辺において、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等で発生する帰宅困難者の避難ルートの確保、交通渋滞の解消として、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による利便機能の集積を図る。【市・民間】【2-4】

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進する。【市・民間】【5-2】

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【国・県・市】【8-4】

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設の整備や機能強化を県事業等に合わせて進めるとともに、管きょ、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化（改修）等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成及び更新や、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。【国・県・市・地域】【1-3】

(文化財の耐震化等の推進)

- 文化財施設の耐震化、防災設備の整備等を検討する。【市】【8-5】

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、県、瀬戸保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行う。また、医師会、歯科医師会、薬剤師

会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整える。【県・市・民間】【2-5】

○医療スタッフの確保のため、災害時看護職等事前登録制度を推進する。【市】【2-5】

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する。【市・民間】【2-5】

(衛生環境の確保等)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【市】【2-6】

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

○避難者に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する。【市】【2-6】

(被災者の健康管理)

○感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【県・市・地域・民間】【2-7】

④エネルギー

(ガス管の耐震対策等の推進)

○経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。【民間】【2-1】

(停電時における電動車等の活用)

○非常用電源として電力供給が可能な電動車等の整備を推進する。【市】【2-1】

(食料・燃料等の備蓄)

○地域における食料・燃料等の備蓄の強化、公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【市・地域】【2-1】

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電源の確保には、災害協定の締結等による燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保を推進する。【市】【4-1】

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・市】【6-1】

⑤情報通信

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する。【市】【1-2】【1-3】【1-4】【7-3】

(災害対応の体制・資機材強化)

- 災害対策本部においてSNSによる住民からの災害情報等を収集し対応する。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。【市】【2-3】
- 帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する。【市】【2-4】

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】【4-2】
- 市役所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。【市】【4-2】
- 災害情報伝達手段のひとつとして「にっしんお知らせメール」の登録を推進する。【市】【4-2】

(情報通信インフラの整備)

- 市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供する。【市】【4-2】

(効果的な教育・啓発の実施)

- にっしんお知らせメール、広報にっしん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する。【市】【4-3】

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】【7-6】

⑥産業・経済

(個別企業BCP策定等の促進)

○日進市商工会と協力して、市内中小企業のBCP策定を支援する。【市・民間】【5-1】

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援する。【市・民間】【5-1】

○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。【市・民間】【5-1】

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【市・民間】【5-1】

(災害に強い企業用地の確保)

○優良企業のうち災害対応力にも強い企業を誘致するための災害に強い企業用地を確保するため、企業庁と連携して一団の企業用地を新たに造成する。【県・市】【5-1】

(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

○様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく。【市・民間】【5-1】【5-2】

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。【民間】【5-5】

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

○災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める。【国・県・市・民間】【6-5】

⑦交通・物流

(輸送ルートの確保対策の実施)等

○災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める。【国・県・市】【1-2】【2-1】【2-3】【2-5】【5-4】【7-1】

○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する。【市】【2-1】【5-2】

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報

共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【国・県・市・公共的団体・民間】【5-2】

- 第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備することで、直近に存在する中部電力㈱の災害時復旧支援拠点（中部電力㈱日進総合運動場）に全国から集結する応援車両のアクセスルートを確認し、電力復旧の迅速化につなげる。

【国・県・市・民間】【6-1】

- 物資輸送ルートを確認に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】【6-4】

- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】【5-4】【6-4】

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、支援物資供給の際の中継拠点として活用することで、受援体制を構築し、防災体制の充実を図る。

【国・県・市】【2-1】

（代替輸送手段の確保等）

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制の構築を図る。【国・県・市・民間】【2-4】

（輸送モードの連携・代替性の確保）

- くるりんばすのGTFSデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。【市・民間】【5-4】【6-4】

（災害対応力の向上）

- 道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する。【国・県・市】【1-1】【5-4】【7-1】

（地下構造物の耐震化等の推進）

- FWD測定調査（道路舗装のたわみ状況を非破壊で測定する調査）を基に、計画的に舗装修繕を推進する。【国・県・市】【7-2】

⑧農林水産

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 市内事業者の老朽化した生産基盤施設等については、設備投資を支援する取組を推進する。

【県・市】【5-6】

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を推進するとともに、排水施設等の機能確保を行う。【市・地域】【7-5】
- 老朽化した農業水利施設の修繕に合わせ、必要な耐震化等の改修を推進する。また、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう、地域資源を活用した都市と農業者との交流等により地域コミュニティの維持・活性化の取組を推進する。【市・地域】【7-5】

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池について、耐震化等の推進やため池ハザードマップの活用など総合的な対策を推進する。【市】【7-3】
- ため池などの農業水利施設の老朽化対策や耐震化等については、災害対応力強化のために適切なハード対策を推進する。【県・市】【5-6】
- 防災重点ため池等の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。【国・県・市・地域】【7-3】

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の有する多面的機能の発揮に向け、自然と共生した多様な森林づくりが図られるような取組を促進する。【市】【7-5】

⑨土地保全

(土砂災害対策の推進)

- 地元等から要望があった場合に現地調査を行った上で、県に土砂災害対策の要望を行い、土砂災害対策、維持管理を促進する。【県・市】【1-4】

(適切な森林の整備・保全)

- 水源地である木祖村等と連携し、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。【市】【7-5】

⑩環境

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出した際の周知体制の強化を推進する。【県・市】【7-4】

(石綿飛散防止対策)

- 災害時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿対策に関するポスター、パンフレットを掲示し、解体業者及び建物所有者への周知を推進する。【県・市】【7-4】

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。【市】【8-1】

(災害廃棄物処理計画の策定等)

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する。【国・県・市】【8-1】

⑪土地利用

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、防災ヘリポートとして活用することで、救助救援部隊の活動拠点としての機能をもたせる。【国・県・市】【2-5】

(地籍整備の促進)

○円滑な防災・減災事業の実施や災害後の迅速な復旧のために、土地境界等の確定を進める地籍調査等の手法を検討し、地籍整備を促進する。【市】【8-3】

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

○候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。【市】【8-4】

(地籍調査の推進等)

○市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。【国・県・市】【8-6】

(所有者不明土地への対策)

○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。【国・県・市】【8-6】

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

○災害時に必要とされる用地について、円滑な活用が図られるよう、一定規模の土地取引事例についての情報を集約する。【市】【8-6】

(イ) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 災害時要援護者地域支援制度の周知を図り、高齢者や障害のある人への合理的配慮を踏まえた見守り体制の拡充を促進する。【市・地域】【2-3】

(帰宅困難者対策の推進)

- 民間事業者と災害協定を締結し、帰宅困難者の一時的な避難場所として民間施設の活用を推進する。【市・民間】【2-4】

(避難所の運営体制等の整備)

- 市・施設管理者・地域住民で避難所の開設・運営ができるようマニュアル等の整備、避難所運営における資機材等の配備を推進する。また、避難所となる施設で避難所開設運営訓練を実施し、災害時に円滑な避難所開設運営ができるように体制を整える。【市・地域】【2-7】

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、地域づくり、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【市・地域】【3-1】

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【市・地域】【3-2】

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築する。【市・地域】【2-7】【8-2】

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの活力を維持できるよう、平常時より地域における協働活動等を推進する。【市・地域】【8-5】

②人材育成

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所運営等に女性が積極的に参画できるリーダーの育成支援や、自主防災組織や市民が講座や情報提供を通じ、性別特有の困難や性暴力等に対し適切な理解・対応ができるよう、日進市男女平等推進プランにおいて防災復興分野の男女共同参画を推進する。【市・地域】【2-7】

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 復興を支える人材の育成に取り組む地域及びテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を日進市社会福祉協議会との協働を検討し、推進する。【市・民間】【8-2】

(建設業の担い手確保等)

- 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【県・市・民間】【8-2】

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 日進市社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【市・民間】【8-2】

③老朽化対策

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 護岸の破損状況が著しい市管理河川の護岸改修を計画的に推進する。【市】【1-3】

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 老朽化した農業水利施設の修繕に合わせた必要な耐震化等の改修や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を推進する。【県・市】【1-4】

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 道路長寿命化事業(橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等)を計画的に推進する。【国・県・市】【1-1】【5-4】【7-1】

(公共施設等の耐震化等の推進・促進)

- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める。【市】【1-1】【2-7】【3-2】【7-1】
- 市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める。【市】【1-1】【2-7】【3-2】【7-1】

④研究開発

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- くるりんばすのG T F Sデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「I o T技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。【市・民間】【5-4】【6-4】

⑤産学官民・広域連携

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。【県・市・民間】【2-7】

(災害時の広域連携の推進)

- 災害時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、受援マニュアルを策定する。【国・県・市】【3-2】

(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく。【市・民間】【5-1】【5-2】

(広域的な応援体制の確立)

- 災害時に速やかに対応するため、他市町村からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【市】【6-2】

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 市外から応援に駆け付けたボランティアが、災害廃棄物の分別方法や搬出方法について混乱することの無いよう、環境課からの情報提供のもと、災害ボランティアセンターを設置する日進市社会福祉協議会により被災時にもボランティアへの速やかな提示を推進する。【市・民間】【8-1】

第5章 計画推進の方策

本市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、日進市防災会議の参加機関及び全庁的な体制の下、取組を推進する。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、市のみならず、国、県、近隣市町村等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、第4章「2 推進すべき施策の方針」で示した各取組主体が進めていく強靱化に資する施策・事業を、リスクシナリオごとに整理し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返し行う。

3 計画の見直し等

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととする。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行う。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等を見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図る。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標(1) 直接死を最大限防ぐ
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none">○住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う必要がある。○耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事(除却を含む)に対する費用補助事業を推進する必要がある。
<p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none">○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する必要がある。○道路等に面したブロック塀等の撤去費補助事業を推進する必要がある。
<p>(公共施設等の耐震化等の推進・促進)</p> <ul style="list-style-type: none">○市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める必要がある。○民間の児童通所サービス事業所、児童福祉施設等について、国県の補助金を活用し耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。○市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
<p>(交通施設等における脆弱性の解消)</p> <ul style="list-style-type: none">○避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する必要がある。○道路長寿命化事業(橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等)を計画的に推進する必要がある。
<p>(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。○防災訓練や防災教育に取り組む地域及びテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を推進する必要がある。○地震動による家具の転倒や窓ガラスの飛散による死傷被害等を防ぐため、市民を対象とした家具転倒防止器具取付け防止事業を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。
- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う必要がある。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、防災機能としてのオープンスペースも検討しながら、公園整備を推進する必要がある。
- 災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 公園遊戯施設等点検業務の結果に基づき、適切な施設整備を行い、災害時の緊急避難場所となる公園の安全性を推進する必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める必要がある。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。
- 土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を県事業等に合わせ進めるとともに、管きよ、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化(改修)等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成及び更新や、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。
- 護岸の破損状況が著しい市管理河川の護岸改修を計画的に推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- 学校、保育所、児童発達支援センター等において、防災マニュアルを作成し、定期的かつ継続的に防災訓練等を実施し、防災教育の推進を図る必要がある。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。

(浸水想定区域図の作成・見直し)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。
- 市管理河川や、その他浸水実績箇所、市街地内の雨水出水想定箇所を反映した内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、治水対策を総合的に推進していくための計画策定を検討すると共に、開発に対しては、「日進市開発等事業に関する手続条例」により雨

水流出抑制の指導を行い、治水対策を推進する必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する必要がある。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 地元等から要望があった場合に現地調査を行った上で、県に土砂災害対策の要望を行い、土砂災害対策、維持管理を促進する必要がある。
- ソフト対策として、県が行う土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報を反映した防災対策マップを作成し、市民に配布することにより、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の周知を図る必要がある。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 老朽化した農業水利施設の修繕に合わせた必要な耐震化等の改修や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を推進する必要がある。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 土地区画整理事業により、亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

(警戒避難体制の整備等)

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(情報関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールや SNS などを利用し発信する必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

目標(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める必要がある。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。
- 第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。
- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関との連携、整備資機材の充実、民間プローブ情報の活用等による通行可否情報の収集により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。
- 避難所となる施設で、給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。

(ガス管の耐震対策等の推進)

○経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する必要がある。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。

○電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。

（停電時における電動車等の活用）

○非常用電源として電力供給が可能な電動車等の整備を推進する必要がある。

○民間事業者と災害協定を締結し、停電時における電動車等の活用を図る必要がある。

（応急用食料等の調達）

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による市全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。

（食料・燃料等の備蓄）

○地域における食料・燃料等の備蓄の強化、公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。

○市内小中学校、保育所等において災害時等の非常事態の際に、児童生徒が学校等に滞在せざるを得ない状況になった時のため、欠食を防止するために食料・水の備蓄を促進する必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

○第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、支援物資供給の際の中継拠点として活用することで、受援体制を構築し、防災体制の充実を図る必要がある。

○受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う必要がある。

○耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立集落等の救出計画の策定等)

- 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

(家庭における食料備蓄の促進等)

- 災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を進めるとともに、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- 救護所の開設に必要な備品及び消耗品等の購入・管理の継続を図る必要がある。
- 災害対策本部において SNS による住民からの災害情報等を収集し対応する必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。
- 消防署について適切な維持管理及び時代に合わせた積極的な機能強化が推進されるよう、尾三消防組合と連携する必要がある。また、機能が不足する、または老朽化した施設等については、計画的な改修・建替え等を推進する必要がある。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防力の強化として尾三消防組合と連携して消防車両・資機材等の計画的な更新・増強を推進する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。

○地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

(救助活動拠点・防災拠点施設の耐災害性の強化)

○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を関係機関と連携して進めるとともに、再生可能エネルギー、蓄電池も含めた電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する必要がある。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

○土地区画整理事業の進捗に合わせ、広域防災活動拠点等の位置づけも検討しながら、公園整備を推進する必要がある。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

○第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、災害時には、自衛隊、警察、消防等による救助救援部隊の活動拠点として活用することで、防災体制の充実を図る必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

○災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める必要がある。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

○災害時要援護者地域支援制度の周知を図り、高齢者や障害のある人への合理的配慮を踏まえた見守り体制の拡充を促進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。また、学生など若い世代に対しても消防団の周知を図り、入団を促進する必要がある。

○消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、災害時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。
- くるりんばすを利用した帰宅困難者対策を検討する必要がある。
- 帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設に Wi-Fi スポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する必要がある。
- 赤池駅周辺において、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等で発生する帰宅困難者の避難ルートの確保、交通渋滞の解消として、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による利便機能の集積を図る必要がある。

(帰宅困難者の受入態勢の確保)

- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、帰宅困難者の一時的な避難場所として活用することで、防災体制の充実を図る必要がある。
- 民間事業者と災害協定を締結し、帰宅困難者の一時的な避難場所として民間施設の活用を推進する必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化及び膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、防犯灯の設置を計画的に推進する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制の構築を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制

を構築する必要がある。

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保するため、平時より東名古屋医師会日進支部との医療救護所の打ち合わせ、協議を行い、対応マニュアルを作成する必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、県、保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行う必要がある。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整える必要がある。
- 医療スタッフの確保のため、災害時看護職等事前登録制度を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。
- 土地区画整理事業により、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。
- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、防災ヘリポートとして活用することで、救助救援部隊の活動拠点としての機能をもたせる必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(資機材の整備)

- 災害時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に関する資機材の整備を推進する必要がある。

(衛生環境の確保等)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要

がある。

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初から L2 地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する必要がある。
- 地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する必要がある。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う必要がある。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する必要がある。
- すでに策定した下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修や校舎窓ガラスの飛散防止対策を進める必要がある。
- トイレや自家発電設備、備蓄品の整備など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。
- 市内小中学校、保育所等において災害時等の非常事態の際に、児童生徒が学校等に滞在せざるを得ない状況になった時のため、欠食を防止するために食料・水の備蓄を促進する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所運営等に女性が積極的に参画できるリーダーの育成支援や、自主防災組織や市民が講座や情報提供を通じ、性別特有の困難や性暴力等に対し適切な理解・対応ができるよう、日進市男女平等推進プランにおいて防災復興分野の男女共同参画を推進する必要がある。
- 市・施設管理者・地域住民で避難所の開設・運営ができるようマニュアル等の整備、避難所運営における資機材等の配備を推進する。また、避難所となる施設で避難所開設運営訓練を実施し、災害時に円滑な避難所開設運営ができるように体制を整える必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○訓練の実施などにより、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。

○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

○備蓄品整備計画を整備し、避難所における必要物資の確保に努める必要がある。

○被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進めるよう促す必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

○在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために市による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

(被災者の健康管理)

○感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

○自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができるゲートキーパー養成等により、自殺対策に努める必要がある。

○日進市社会福祉協議会が平成 30 年 12 月に策定した「災害時職員対応・行動マニュアル」に基づき、安否確認が必要な利用者の方を障害者相談支援センターの相談員が避難所やご自宅に訪問し、利用者の情報収集等を随時行う体制を整える必要がある。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化等の推進)

○災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化されているが、老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

(被災者の生活支援等)

○避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営む

ことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。

- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う必要がある。
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレ・凝固剤などの備蓄の取組を促進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る必要がある。
- 災害時に障害のある方が配慮のある避難所生活が送れるよう、障害者自立支援協議会権利擁護部会で作成した障害のある方の避難所生活での要支援者向けサポートブックを地域のミニ防災倉庫への設置や市の避難所開設運営訓練の折に活用するよう周知啓発を図る必要がある。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

目標（３）必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化）

- 大規模災害の発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯活動団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する必要がある。
- 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る必要がある。
- 防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する必要がある。

（警察署等の耐震化等の促進）

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 自主防犯活動団体への支援を継続するとともに、新たな団体の発足支援を行い、地域との連携の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、地域づくり、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続計画の作成及び見直し）

- 業務の継続と早期復旧を図るために平成30年3月に策定された「日進市業務継続計画（地震災害対策編）」を定期的に見直すことにより、計画の実効性を高め、職員へ計画の周知を推進する必要がある。

（行政職員の不足への対応）

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

（市所管施設の機能確保）

- 災害時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する必要がある。

（業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等）

- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天

井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める必要がある。

○市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める必要がある。

(災害対策本部の機能確保)

○災害対策本部の非常用電源、太陽光発電システムの充実を図る必要がある。また、市役所本庁舎が機能しない場合に備え、代替施設の機能維持を推進する必要がある。

(災害時の広域連携の推進)

○災害時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、受援マニュアルを策定する必要がある。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○拠点避難所となる市内小中学校の校舎の外壁改修、校舎窓ガラスの飛散防止対策を進め、避難所としての機能を強化していく必要がある。

(タイムラインの策定)

○最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市間の連携強化)

○国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。

目標（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

４－１ 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する必要がある。

○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、また電波法改正に対応するため、現在の移動系防災行政無線の更新を推進する。また同報系防災行政無線や防災アプリ導入の検討を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電源の確保には、災害協定の締結等による燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保を推進する必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

○非常用電源の整備を推進する必要がある。

(災害対応力の強化等)

○大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の多様化)

○市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。

○市役所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要がある。

○災害情報伝達手段のひとつとして「にっしんお知らせメール」の登録を推進する必要がある。

(災害対応業務の標準化)

○災害時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

○市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供する必要がある。

(水防テレメータシステムの整備)

○雨量水位観測システムが常時作動するよう維持管理に努め、県管理河川に設置された水位システム活用の推進を図る必要がある。

(土砂災害警戒情報等の提供)

○県・名古屋地方気象台発信の土砂災害警戒情報等を収集し、適切な情報伝達体制の充実を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の推進)

- 住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所、災害危険地域等を明示した防災対策マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した洪水ハザードマップを作成・配布することで、住民の災害に対する意識啓発を推進する必要がある。
- にしんお知らせメール、広報にしん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。
- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、小中学生に対する防災教育を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)の受信機、自動起動装置、同報サイレンシステムや防災行政無線(移動系)の維持管理を行い、新たな情報伝達手段の導入の検討をする必要がある。
- 災害時に多様な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し、情報発信の場として活用することで、多面的な情報伝達を推進する必要がある。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の人員・体制を整備する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 非常用発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

(避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告

等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

○最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進する必要がある。避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。

目標（５）経済活動を機能不全に陥らせない

５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(企業BCP策定等の促進)

○日進市商工会と協力して、市内中小企業のBCP策定を支援する必要がある。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

○企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援する必要がある。

○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

(耐災害性を高める施策等の推進)

○土地区画整理事業により、道路の防災対策や、洪水、土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。

(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

○様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

(水の安定供給)

○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及

び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。

- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

(災害に強い企業用地の確保)

- 優良企業のうち災害対応力にも強い企業を誘致するための災害に強い企業用地を確保するため、企業庁と連携して一団の企業用地を新たに造成する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、浸水・洪水対策等を推進する必要がある。
- 各ライフライン機関との協定締結により、連携強化を推進する必要がある。
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

(日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(有害物質等の流出防止対策)

- 平時に有害物質の流出がある場合は、立入を行い対策を促す。また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める必要がある。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。
- 第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備

し、市内から東名高速道路へのアクセスを可能にし、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を推進する必要がある。

○迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。

○集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で、路面凍結防止対策、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○地震、洪水等の浸水想定、大雪による路面凍結等を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

○防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する必要がある。

○道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

○くるりんばすのG T F Sデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(郵便局舎における防災対策の推進)

○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める必要がある。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。

○金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(物流ネットワークの整備)

○物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する必要がある。

(食料の確保)

○市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○市内事業者の老朽化した生産基盤施設等については、設備投資を支援する取組を推進する必要がある。

○ため池などの農業水利施設の老朽化対策や耐震化等については、災害対応力強化のために適切なハード対策を推進する必要がある。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

○本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。

○地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

(水の安定供給)

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を推進する必要がある。

目標(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進する必要がある。

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する必要がある。

○災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。

○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に(仮称)東郷スマートインターチェンジを整備することで、直近に存在する中部電力(株)の災害時復旧支援拠点(中部電力(株)日進総合運動場)に全国から集結する応援車両のアクセスルートを確保し、電力復旧の迅速化につなげる必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

(エレベーター閉じ込め対策)

- 緊急時最寄階着床等の救出策を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道等の復旧の体制等の強化)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

(広域的な応援体制の確立)

- 災害時に速やかに対応するため、他市町村からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初からL2地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する必要がある。
- 地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する必要がある。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う必要がある。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する必要がある。
- すでに策定した下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

(災害時の廃棄物の処理体制の整備)

- 日進市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿等の処理を適正かつ円滑に実施できる体制整備を推進する必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。
- 迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。
- くるりんばすのGTFSデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

(道路における冠水対策)

- 排水ポンプの定期点検を実施し、冠水時には適正にポンプが作動するように適切な維持管理を図る必要がある。

(災害時における放置車両対策)

- 災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。
- 赤池駅周辺において、災害時の交通インフラの停止を防ぐため、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による高度利用の促進により利便機能の集積を図る必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。

目標(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等との連携を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)

の要請方法等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。
- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う必要がある。
- 土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する必要がある。
- 災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する必要がある。
- 新たに市街化区域に編入する区域については、避難場所としての都市公園等の整備に努める必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 公園遊戯施設等点検業務の結果に基づき、適切な施設整備を行い、災害時の緊急避難場所となる公園の安全性を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う必要がある。
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事（除却を含む）に対する費用補助事業を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化等の推進・促進)

- 市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
- 市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める必要がある。

(感震ブレイカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行う必要がある。

(災害対応力の向上)

- 防犯灯、主要幹線道路等への防犯カメラの設置を計画的に推進する必要がある。
- 道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する必要がある。
- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市

構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。

(消防水利の確保)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

(消防団員の確保等)

- 火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する必要がある。

(危険な空家の除却等への支援)

- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う必要がある。

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 支障木により交通に支障がある場合は、適切な維持管理についての通知を送付する必要がある。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- FWD測定調査(道路舗装のたわみ状況を非破壊で測定する調査)を基に、計画的に舗装修繕を推進する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

7-3 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池について、耐震化等の推進やため池ハザードマップの活用など総合的な対策を推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

- 適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう県の土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害対策の推進を図る必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 防災重点ため池等の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

(情報関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。

(石綿飛散防止対策)

○災害時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿対策に関するポスター、パンフレットを掲示し、解体業者及び建物所有者への周知を推進する必要がある。

(環境測定機能の強化)

○災害時に必要な環境測定が行える体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

○地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、排水施設等の機能確保を行う必要がある。

○老朽化した農業水利施設の修繕に合わせ、必要な耐震化等の改修を推進する必要がある。また、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう、地域資源を活用した都市と農業者との交流等により地域コミュニティの維持・活性化の取組を推進する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

○水源地である木祖村等と連携し、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

○森林の有する多面的機能の発揮に向け、自然と共生した多様な森林づくりが図られるような取組を促進する必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

目標(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定等)

○日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、災害廃棄物処理体制の充実を推進する必要がある。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 市外から応援に駆け付けたボランティアが、災害廃棄物の分別方法や搬出方法について混乱することの無いよう、環境課からの情報提供のもと、災害ボランティアセンターを設置する日進市社会福祉協議会により被災時にもボランティアへの速やかな提示を推進する必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 復興を支える人材の育成に取り組む地域及びビテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を日進市社会福祉協議会との協働を検討し、推進する必要がある。
- 県と連携し、本市における事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。
- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築する必要がある。

(建設業の担い手確保等)

- 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 日進市社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、日進市社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の整備を図る必要がある。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 県で実施される訓練への参加を推進する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(地籍整備の促進)

- 円滑な防災・減災事業の実施や災害後の迅速な復旧のために、土地境界等の確定を進める地籍調査等の手法を検討し、地籍整備を促進する必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。
- 応急仮設住宅建設模擬訓練に職員を参加させ、建設体制の整備に備える必要がある。
- 候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災建築物応急危険度判定士の養成訓練に職員を参加させ、併せて県との合同による訓練等を実施することで、実施体制の整備を促進する必要がある。

(罹災証明書の発行体制の整備)

- 罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、市職員のシステム操作研修や住家の被害認定調査業務研修受講を推進する必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財施設の耐震化等の推進)

- 文化財施設の耐震化、防災設備の整備等を検討する必要がある。

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの活力を維持できるよう、平常時より地域における協働活動等を推進する必要がある。

(文化財施設の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 文化財施設における展示方法や収蔵を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

- 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。
- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする必要がある。

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、県と連携し、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 災害時に必要とされる用地について、円滑な活用が図られるよう、一定規模の土地取引事例についての情報を集約する必要がある。

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(ア) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(災害対応力の強化)

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

○災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。

(下水道BCPの充実)

○すでに策定した下水道BCPの充実を促進する必要がある。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化等の推進)

○災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化されているが、老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

(業務継続計画の作成及び見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために平成30年3月に策定された「日進市業務継続計画（地震災害対策編）」を定期的に見直すことにより、計画の実効性を高め、職員へ計画の周知を推進する必要がある。

(災害対策本部の機能確保)

○災害対策本部の非常用電源、太陽光発電システムの充実を図る必要がある。また、市役所本庁舎が機能しない場合に備え、代替施設の機能維持を推進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市間の連携強化)

○国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 災害時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

■警察・消防等

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。また、学生など若い世代に対しても消防団の周知を図り、入団を促進する必要がある。
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。
- 火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 多数の死傷者を発生させないため、愛知警察署、尾三消防組合等関係機関との連携を図る必要がある。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を進めるとともに、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- 消防署について適切な維持管理及び時代に合わせた積極的な機能強化が推進されるよう、尾三消防組合と連携する必要がある。また、機能が不足する、または老朽化した施設等については、計画的な改修・建替え等を推進する必要がある。
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防力の強化として尾三消防組合と連携して消防車両・資機材等の計画的な更新・増強を推進する必要がある。

(救助活動拠点・防災拠点施設の耐災害性の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を関係機関と連携して進めるとともに、再生可能エネルギー、蓄電池も含めた電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する必要がある。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等との連携を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の要請方法等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

■防災教育

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- 学校、保育所、児童発達支援センター等において、防災マニュアルを作成し、定期的かつ継続的に防災訓練等を実施し、防災教育の推進を図る必要がある。
- 訓練の実施などにより、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や事業所、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、小中学生に対する防災教育を推進する必要がある。

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物のさらなる耐震化及び減災化の促進を図るため、日進市耐震改修促進計画の見直しを行う必要がある。
- 耐震化等に関する啓発、並びに耐震診断及び耐震化等工事(除却を含む)に対する費用補助事業を推進する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する必要がある。
- 道路等に面したブロック塀等の撤去費補助事業を推進する必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 避難路沿道建築物の耐震化等について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震化等工事などの対策を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地は、老朽建築物の除却や建て替え、小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。
- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う必要がある。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、防災機能としてのオープンスペースも検討しながら、公園整備を推進する必要がある。
- 災害時における安全の確保のため、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善を推進する必要がある。
- 土地区画整理事業により、水利確保や災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を推進する必要がある。
- 新たに市街化区域に編入する区域については、避難場所としての都市公園等の整備に努める必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 本市の水道事業を所管している、愛知中部水道企業団と連携し、水道施設の老朽化対策及び耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する必要がある。
- 地下水や雨水、再生水など多様な水源の確保に努め、応急給水体制の充実を促進する必要がある。

(下水道施設の耐震化等)

- 処理場に関しては、南部浄化センターは建設当初からL2地震動対応であり、北部浄化センターについても、人が常駐する管理棟の耐震化工事は完了している。北部浄化センターの水処理施設が被災した際に、南部浄化センターで処理するために送水するネットワーク管も耐震化済だが、今後は耐震化した施設の維持管理を推進する必要がある。
- 地震対策としての側面からも老朽化した下水道管路施設の改築事業を推進する必要がある。また、下水道管路施設の耐震化を早急に進める上で、まずは重要な幹線等の耐震診断を促進し、耐震化が必要な管渠は対策を行う必要がある。その後、枝線管渠についても同様の対策を推進する必要がある。

(危険な空家の除却等への支援)

- 日進市空家等対策計画に基づき、空家発生の予防対策に取り組むとともに、管理不全となった空家に対する実施対策や所有者等による除却の指導・支援を行う必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、災害時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。
- くるりんばすを利用した帰宅困難者対策を検討する必要がある。

○帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する必要がある。

○赤池駅周辺において、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等で発生する帰宅困難者の避難ルートの確保、交通渋滞の解消として、駅前ロータリー等の再整備を進めるとともに、市街地再開発事業等による利便機能の集積を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を推進する必要がある。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を県事業等に合わせて進めるとともに、管きよ、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化(改修)等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成及び更新や、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。

(文化財の耐震化等の推進)

○文化財施設の耐震化、防災設備の整備等を検討する必要がある。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

○災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、県、瀬戸保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行う。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整える必要がある。

○医療スタッフの確保のため、災害時看護職等事前登録制度を推進する必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設などとの福祉避難所に関する協定の締結を推進する必要がある。

(衛生環境の確保等)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要

がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する必要がある。

(被災者の健康管理)

- 感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

④エネルギー

(ガス管の耐震対策等の推進)

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する必要がある。

(停電時における電動車等の活用)

- 非常用電源として電力供給が可能な電動車等の整備を推進する必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

- 地域における食料・燃料等の備蓄の強化、公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電源の確保には、災害協定の締結等による燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保を推進する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 災害時のエネルギー供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

⑤情報通信

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達を電子メールやSNSなどを利用し発信する必要がある。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 災害対策本部においてSNSによる住民からの災害情報等を収集し対応する必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。
- 帰宅困難者の一時受入れ施設として、市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、帰宅困難者が情報を得られる環境を提供する必要がある。

(情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。
- 市役所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要がある。
- 災害情報伝達手段のひとつとして「にっしんお知らせメール」の登録を推進する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 市役所等の公共施設にWi-Fiスポットを設置し、避難者等が情報を得られる環境を提供する必要がある。

(効果的な教育・啓発の実施)

- にっしんお知らせメール、広報にっしん、SNS、ホームページ等を活用した広報活動により、災害時の早期避難などについて住民の意識啓発を推進する必要がある。

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

⑥産業・経済

(個別企業BCP策定等の促進)

- 日進市商工会と協力して、市内中小企業のBCP策定を支援する必要がある。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援する必要がある。

○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

（災害に強い企業用地の確保）

○優良企業のうち災害対応力にも強い企業を誘致するための災害に強い企業用地を確保するため、企業庁と連携して一団の企業用地を新たに造成する必要がある。

（日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

○様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

（金融機関における防災対策の推進）

○全ての主要な金融機関等において早期にBCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。

（防災インフラの迅速な復旧に向けた取組）

○災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。

⑦交通・物流

（輸送ルートの確保対策の実施）等

○災害時において、安全且つ円滑な輸送ルートの確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める必要がある。また、（都）野方三ツ池公園線、赤池駅前線、（仮称）赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。

○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

○第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備することで、直近に存在する中部電力㈱の災害時復旧支援拠点（中部電力㈱日進総合運動場）に全国から集結する応援車両のアクセスルートを確保し、電力復旧の迅速化につなげる必要がある。

○物資輸送ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。

○迅速な輸送道路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、支援物資供給の際の中継拠点として活用することで、受援体制を構築し、防災体制の充実を図る必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制の構築を図る必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- くるりんばすのGTFSデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「IoT技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路長寿命化事業（橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等）を計画的に推進する。
- 災害時において、安全且つ円滑な輸送ルート確保を図るため、国・県に対し、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路の早期整備を促すとともに、現在の国・県道等の整備・改善を図る協力体制の強化に努める。また、(都)野方三ツ池公園線、赤池駅前線、(仮称)赤池南北線アクセス道路、赤池・浅田2号線等の整備を進める必要がある。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- FWD測定調査（道路舗装のたわみ状況を非破壊で測定する調査）を基に、計画的に舗装修繕を推進する必要がある。

⑧農林水産

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 市内事業者の老朽化した生産基盤施設等については、設備投資を支援する取組を推進する必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、排水施設等の機能確保を行う必要がある。
- 老朽化した農業水利施設の修繕に合わせ、必要な耐震化等の改修を推進する必要がある。また、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう、地域資源を活用した都市と農業者との交流等により地域コミュニティの維持・活性化の取組を推進する必要がある。

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池について、耐震化等の推進やため池ハザードマップの活用など総合的な対策を推進する必要がある。
- ため池などの農業水利施設の老朽化対策や耐震化等については、災害対応力強化のために適切なハード対策を推進する必要がある。
- 防災重点ため池等の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の有する多面的機能の発揮に向け、自然と共生した多様な森林づくりが図られるような取組を促進する必要がある。

⑨土地保全

(土砂災害対策の推進)

- 地元等から要望があった場合に現地調査を行った上で、県に土砂災害対策の要望を行い、土砂災害対策、維持管理を促進する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

- 水源地である木祖村等と連携し、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

⑩環境

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 災害時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿対策に関するポスター、パンフレットを掲示し、解体業者及び建物所有者への周知を推進する必要がある。

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 日進市災害廃棄物処理基本計画に沿って、仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制の整備を推進する必要がある。

⑪土地利用

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 第2次緊急輸送道路である主要地方道瀬戸大府東海線沿いに「道の駅」を整備し、防災ヘリポートとして活用することで、救助救援部隊の活動拠点としての機能をもたせる必要がある。

(地籍整備の促進)

- 円滑な防災・減災事業の実施や災害後の迅速な復旧のために、土地境界等の確定を進める地籍調査等の手法を検討し、地籍整備を促進する必要がある。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 災害時に必要とされる用地について、円滑な活用が図られるよう、一定規模の土地取引事例についての情報を集約する必要がある。

(地籍調査の推進等)

- 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする必要がある。

(イ) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 災害時要援護者地域支援制度の周知を図り、高齢者や障害のある人への合理的配慮を踏まえた見守り体制の拡充を促進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 民間事業者と災害協定を締結し、帰宅困難者の一時的な避難場所として民間施設の活用を推進する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 市・施設管理者・地域住民で避難所の開設・運営ができるようマニュアル等の整備、避難所運営における資機材等の配備を推進する。また、避難所となる施設で避難所開設運営訓練を実施し、災害時に円滑な避難所開設運営ができるように体制を整える必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、地域づくり、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 住居の確保について、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築する必要がある。

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの活力を維持できるよう、平常時より地域における協働活動等を推進する必要がある。

② 人材育成

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所運営等に女性が積極的に参画できるリーダーの育成支援や、自主防災組織や市民が講座や情報提供を通じ、性別特有の困難や性暴力等に対し適切な理解・対応ができるよう、日進市男女平等推進プランにおいて防災復興分野の男女共同参画を推進する必要がある。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

○復興を支える人材の育成に取り組む地域及びテーマ型の団体を支援するにぎわい交流館を中心とした中間支援を日進市社会福祉協議会との協働を検討し、推進する必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

○日進市社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。

(建設業の担い手確保等)

○地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

③老朽化対策

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○護岸の破損状況が著しい市管理河川の護岸改修を計画的に推進する必要がある。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

○老朽化した農業水利施設の修繕に合わせた必要な耐震化等の改修や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を推進する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○道路長寿命化事業(橋梁点検・修繕、横断歩道橋点検・修繕、舗装修繕等)を計画的に推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化等の推進・促進)

○市有公共建築物については、すべて耐震化または耐震性確保がされているが、各施設の天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全点検及び安全対策等を進める必要がある。

○市内小中学校の校舎、保育所等の外壁改修、窓ガラスの飛散防止対策を進める必要がある。

④研究開発

(輸送モードの連携・代替性の確保)

○くるりんばすのG T F Sデータ化、バスロケーションシステムによる運行情報の案内を継続するとともに、名城大学が取り組む「I o T技術を利用した新たなバスロケーションシステムの開発と災害時情報配信システムの展開」の研究に協力することにより、バス停の高度化を進め、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

⑤産学官民・広域連携

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

（災害時の広域連携の推進）

- 災害時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を始めとする応援部隊等の受け入れ拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、受援マニュアルを策定する必要がある。

（日進市の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々なケースに応じて、市が実施すべきとされた施策についても、民間の資源や活力を生かし、協働する手法を検討することで、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

（広域的な応援体制の確立）

- 災害時に速やかに対応するため、他市町村からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携）

- 市外から応援に駆け付けたボランティアが、災害廃棄物の分別方法や搬出方法について混乱することの無いよう、環境課からの情報提供のもと、災害ボランティアセンターを設置する日進市社会福祉協議会により被災時にもボランティアへの速やかな提示を推進する必要がある。

日進市地域強靱化計画

令和2年10月策定

発行・編集 日進市生活安全部防災交通課
〒470-0192
愛知県日進市蟹甲町池下268番地
TEL 0561-73-3279
FAX 0561-74-0258
E-mail bousai@city.nisshin.lg.jp